

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	情報 1
議題種別	情報提供
説明者	防災・危機管理統括本部 地域防災課
提出物	あり(希望する拠点のみ)

議題名	地域防災拠点運営研修の開催について
-----	-------------------

趣旨	<p>地域防災拠点運営委員の方などを対象とした研修を実施しますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。</p>		
概要	<p>研修概要は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集合研修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象者 地域防災拠点運営委員及び地域防災拠点の運営に関心ある方 (2) 開催回数 全3回(同一内容で開催) (3) 内容 第1部【講義】「地域防災拠点運営上の優先順位と対応」 第2部【グループワーク】「避難所運営の模擬体験をしよう」 (4) 申込方法 「横浜市電子申請・届出システム」から申込み (5) 申込期限 令和8年7月22日(水)16時まで 2 自宅学習編 集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものになりますが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講いただけます。 		
提出物	提出様式	横浜市電子申請・届出システム(資料参照)	
	提出先	—	
	提出期限	7月22日	
問合せ先	防災・危機管理統括本部 地域防災課	TEL	671-2011

情報提供 1

令和8年5月28日

地域防災拠点管理運営委員長 各位

保土ヶ谷区総務課長

令和8年度地域防災拠点運営研修の開催について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方などを対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

地域防災拠点運営研修は、集合研修及び自宅学習編の2種類がございます。詳細は、別紙1及び別紙2をご参照ください。

(1) 集合研修

今年度は1拠点あたりの申込者数の制限は設けませんので、本研修への積極的な参加をお願いします。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものですが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講可能です。

2 添付資料

- (1) 別紙1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙2-1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

【問合せ先】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

-

令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員及び地域防災拠点の運営に関心のある方

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

第1部	【講義】「地域防災拠点運営上の優先順位と対応」 講師：三輪 恒巳 氏、植村 博之 氏 (青葉区鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員)	講義を通して、避難所開設や運営のポイントを学びます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか学びます。

(2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月8日(土)	9:30~12:30	横浜市民防災センター	約60名
第2回	8月29日(土)	9:30~12:30	青葉区役所	約60名
第3回	9月12日(土)	9:30~12:30	磯子区役所	約60名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第3希望日まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和8年7月22日(水)16時まで

- ※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。
- ※ 申込みの重複にご注意ください。また、申込完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取消しができません。申込内容の変更・取消し等をご希望の場合は、「5 お問合せ先」の担当までご相談ください。
- ※ 「横浜市電子申請・届出システム」による申込みが難しい場合は、「5 お問合せ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

7月31日頃、横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。申込みの際は、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

6 その他

(1) 画像等の取扱い

研修の様子を動画・静止画撮影し、広報等のために使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 個人情報の取扱い

収集した個人情報は、本人の許可なく本研修以外の目的では使用しません。

(3) 男女ニーズの違いに配慮した防災研修

8月8日（土）及び9月12日（土）の午後は同会場にて、男女ニーズの違いに配慮した防災研修も開催します。詳しくは、市民局国際平和・ダイバーシティ推進課のホームページをご覧ください。

(4) 開催中止

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」等が横浜市域に発令されている場合は、**本研修は中止**とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講可能（事前申込不要）

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3 受講可能期間

通年受講可能（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

-

地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「よこはま防災 e-パーク」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう!」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。



③「ログイン」又は「新規登録」から受講が可能です。

新規登録・ログイン

登録なしで自由に関覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に関覧することができます。
※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。
学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

自由閲覧

ログイン

ニックネーム

パスワード

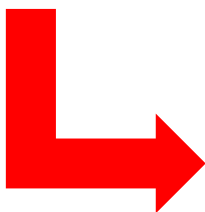
ログイン

初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

[新規登録の方法はこちら](#)

新規登録



「新規登録」を希望する場合は、右の画面で必要事項を入力の上、ご登録ください。

新規登録①

新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム (ID) とパスワードは、必ずお控えください。
※ニックネーム (ID) 及びパスワードを忘れた場合は、再度、新規登録をお願いします。
※修了証の発行には、登録が必要です。(団体発行する場合は、代表者の登録が必要)

ニックネーム
他の利用者と同じお名前 (ID) は使えません

パスワード
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。


お住まいの区 ▼

登録する


- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。

地域防災拠点運営研修


「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。




地域防災拠点
の運営について



在宅避難について



多様な避難



要援護者支援

- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。

地域防災拠点運営研修

 **地域防災拠点の運営について** 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2） ▶

STEP 1

動画で学びましょう。



「避難者はお客様ではありません」

班・担当の割り振り

YouTube

⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP

2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

スタート

STEP

2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。



次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』の動画をご視聴ください。

STEP
1

動画で学びましょう。



地域防災拠点の開設・運営について
女性の視点を盛り込んだ避難所づくり

見る YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。

 地域防災拠点の運営について 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (1/2) clear ▶

STEP
1

動画で学びましょう。



横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル
班・担当の割り振り

- ⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

- ⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。



地域防災拠点
の運営につ
いて



在宅避難につ
いて



多様な避難



要援護者支援

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

地域防災拠点運営研修に関する
お問い合わせはこちら

- ⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。
修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

(1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」
ボタンを押してください。

自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区 鶴見区

団体名 ■■地域防災拠点

名前 横浜 太郎

修了証をもらう

行政区、団体名、名前を
入力し、「修了証をもらう」
ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、
ダウンロード又は印刷して
ご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。



保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

	資料	情報 2
	議題種別	情報提供
	説明者	防災・危機管理統括本部 地域防災課
	提出物	あり（希望拠点）
議題名	災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について	
趣旨	<p>令和3年度に横浜市立小中学校へ設置された教育用Wi-Fi設備は、災害時に避難所・避難場所として開設する際に使用可能となっています。</p> <p>つきましては、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望される拠点におかれましては、所定の方法によりご報告くださいますようお願いいたします。</p>	
概要	<p>下記内容にてご報告いただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施可能日 拠点から実施希望があった日 2 実施日の連絡方法 下記提出物に実施拠点名、実施希望日を記入いただき、保土ヶ谷区防災担当までご提出をお願いします。 3 連絡票の提出期限 実施希望日が確定次第、適宜提出してください。 ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課に依頼を行う必要があるため、実施希望日の二か月前までに提出をお願いします。 4 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票の提出 下記提出物参照 	
提出物	提出様式	別紙 2 参照
	提出先	区総務課
	提出期限	訓練実施希望日の二か月前まで
問合せ先	区総務課	TEL 334-6203

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点管理運営委員長 各位

保土ヶ谷区総務課長

令和 8 年度災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった地域防災拠点（以下、「拠点」という。）において、訓練等の際に接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

つきましては、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望する拠点におかれましては、次のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

1 実施可能日

拠点から実施希望があった日

※ 各拠点におけるWi-Fiの接続・運用訓練の可否は、別紙 1 「令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト」をご参照ください。

2 実施日の連絡方法

別紙 2 「Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に実施拠点名、実施希望日を記入いただき、区総務課までご提出をお願いします。

3 連絡票の提出期限

実施希望日が確定次第、適宜提出してください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課にアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の二か月前までに提出をお願いします。

4 添付資料

- (1) 別紙 1 令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト
- (2) 別紙 2 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票
- (3) 別紙 3 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

【問合せ先】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

-

No.	拠点名称	Wi-Fi接続可否		分類					
				小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	跡施設
139	富士見台小学校	可		○					
140	保土ヶ谷小学校	可		○					
141	帷子小学校	可		○					
142	岩崎小学校	可		○					
143	初音が丘小学校	可		○					
144	峯小学校	可		○					
145	星川小学校	可		○					
146	仏向小学校	可		○					
147	川島小学校	可			○				
148	上菅田中学校	可			○				
149	今井小学校	可		○					
150	桜台小学校	可		○					
151	常盤台小学校	可		○					
152	上星川小学校	可		○					
153	上菅田笹の丘小学校	可		○					
154	新井小学校	可		○					
155	旧くぬぎ台小学校	不可	廃校						○
156	坂本小学校	可		○					
157	藤塚小学校	可		○					
158	瀬戸ヶ谷小学校	可		○					
159	権太坂小学校	可		○					
160	保土ヶ谷中学校	可			○				
161	宮田中学校	可		○					
162	西谷中学校	可		○					
163	橘中学校	可			○				
164	岩崎中学校（備蓄庫は桜丘高校）	可			○				
165	境木小学校	可		○					

-

令和●年●月●日

Wi-Fi 接続・運用訓練実施連絡票

Wi-Fi 接続・運用訓練の実施について、次のとおり連絡します。

【実施拠点名】

●●区 ●●地域防災拠点

【実施希望日】

令和●年●月●日 (●)

-

【別紙3】Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

「災害時避難者向けWi-Fiの運用」

横浜市立学校において地域防災拠点が開設され、一定期間開設が継続することが見込まれ、市災害対策本部が必要と認めた場合に、該当する地域防災拠点を指定することで、避難者向けWi-Fiが使用できます。

① 提供SSID

「YY_NET-SAIGAI」

② 接続方法例

(1) 端末のWi-Fi機能を有効。

(2) 「YY_NET-SAIGAI」と表示されているSSIDを選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり約40台。

通常2アクセスポイントがあるため約80台。

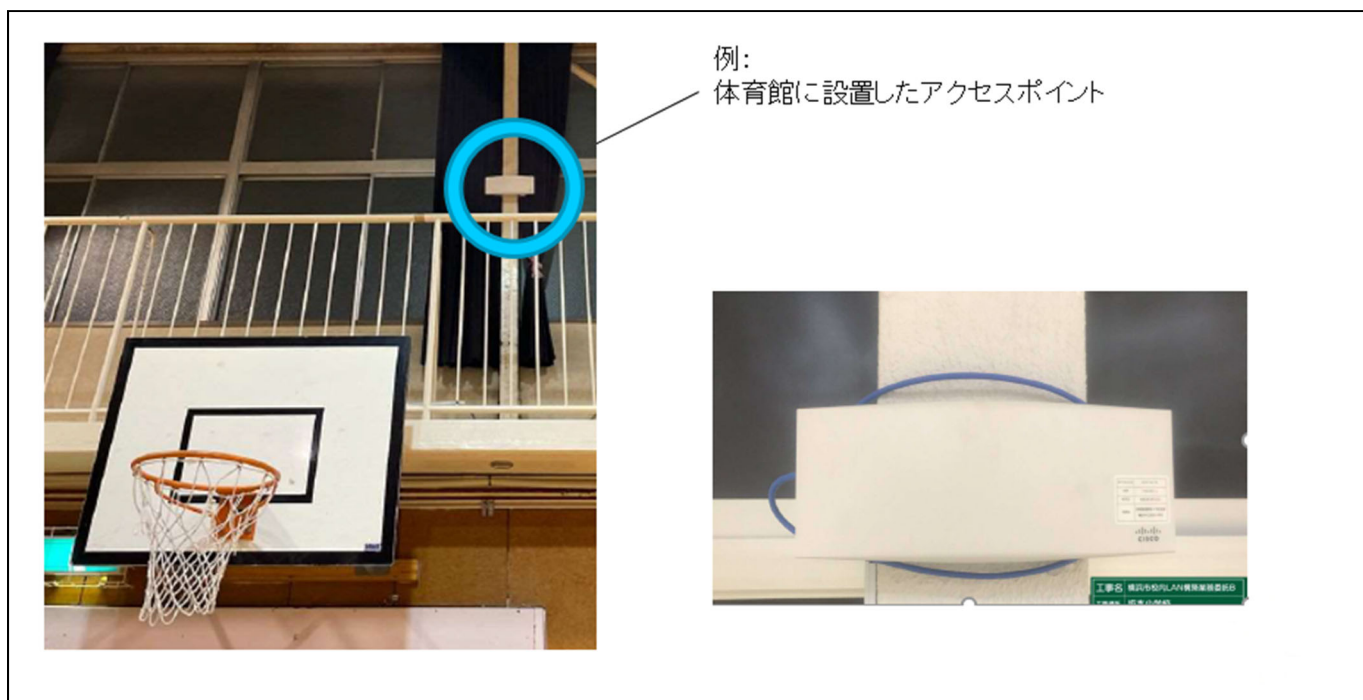
※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源OFFやWi-Fi機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

③ 利用優先順位

(1) 避難所運営者（市職員を含む）

(2) 避難者

(3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



④ 留意事項

(1) 停電時は使用できません。

(2) 使用する際は③の利用優先順位を遵守し、各拠点でルールを決めましょう。

-

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	情報 3
議題種別	情報提供
説明者	区福祉保健課
提出物	なし

議題名	災害時医療体制について
-----	-------------

趣旨	保土ヶ谷区の災害時の医療体制についてご承知おきください
----	-----------------------------

概要	<p>保土ヶ谷区の災害時の医療体制については、次のとおりとなっております。</p> <p>重症 生命の危険がある・生命の危険が切迫している</p> <p>中等症 生命の危険はないが入院が必要</p> <p>軽症 生命の危険がなく、入院を要さない</p> <p>軽いケガ ○家族や隣近所の人たち(自助・共助)による応急処置。</p> <p>災害拠点病院 保土ヶ谷区周辺では、 ◆横浜市立市民病院</p> <p>災害時救急病院 保土ヶ谷区内では、 ◆横浜保土ヶ谷中央病院 ◆聖隷横浜病院 ◆育生会横浜病院 ◆港北病院 ◆イムス横浜狩場脳神経外科病院 ◆常盤台病院</p> <p>診療所 ○近隣の開院している診療所 ○避難している負傷者等(軽症者)に対して、医師や看護師等で編成される医療救護隊が巡回診療を実施。</p> <p>医療救護隊について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参集拠点から、優先度の高い地域防災拠点まで徒歩で移動します。 ・ 主に軽症者の応急医療（基本的には保健室で診療）を行います。 ・ 医療救護隊 1 隊あたり 3～7 か所の地域防災拠点を徒歩で巡回診療するため、長時間滞在できるわけではありません。
----	--

提出物	提出様式	—
	提出先	—
	提出期限	—
問合せ先	区福祉保健課 事業企画担当	TEL 334-6343

緊急度や重症度に応じて受診しましょう!



保土ヶ谷区の 災害時の医療体制

震度6弱以上の地震が発生した場合に、
診療可能な医療機関に「診療中」と書かれたのぼり旗を掲出します。
発災時、限られた医療機関の中で混乱なく受診するために、
症状の重さや緊急度に応じた医療機関を受診してください!

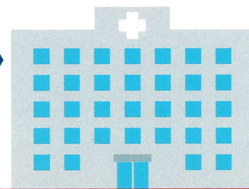
診療中
横浜市

診療中
横浜市



生命の危険がある
生命の危険が
切迫している

災害拠点病院



保土ヶ谷区周辺では…
●横浜市立市民病院

赤色の
のぼりが
目印

診療中
横浜市



生命の
危険はないが
入院が必要

災害時救急病院



- 横浜保土ヶ谷中央病院
- 聖隷横浜病院 ●育生会横浜病院
- イムス横浜狩場脳神経外科病院
- 常盤台病院* ●港北病院* *精神疾患に対応

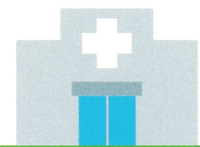
黄色の
のぼりが
目印

診療中
横浜市



生命の
危険がなく
入院を要さない

診療所



- 近隣の開院している診療所
- 避難している負傷者等(軽症者)に対して、医師や看護師等で編成される医療救護隊が巡回診療を実施。

黄色の
のぼりが
目印

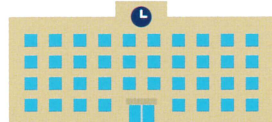
診療中
横浜市



軽い打撲やすり傷

地域防災拠点(避難所)

家族や隣近所の人たちによる
応急措置。(自助・共助)



開局できる薬局も
黄色の旗を
掲出しています!



黄色の
旗が
目印

開局中
横浜市



詳しくはこちら



医療救護隊とは

横浜市防災計画に
基づいています

【編成メンバー】

- ・医療救護隊に登録している医師・薬剤師
- ・Yナース(横浜市災害支援ナース)に登録している看護師
- ・市職員 等

【編成基準】

- ・区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合(自動参集)
- ・区内で震度 6 弱未満の地震であっても、巡回診療が必要と判断される場合

【活動内容】

参集拠点から、優先度の高い地域防災拠点まで徒歩で移動し、主に軽症者の応急医療を行います。

◆参集拠点

横浜保土ヶ谷中央病院
聖隷横浜病院
育生会横浜病院
港北病院
保土ヶ谷区役所

- ★基本的には、保健室で診療します。
- ★医療救護隊1隊あたり 3~7 か所の地域防災拠点を徒歩で巡回診療するため、長時間滞在できるわけではありません。
- ★対象は、主に軽症者です。

ひとりでも多くの方を診療するためにお願いしたいこと

- ◆事前に、負傷者状況をまとめていただき、医療救護隊が到着したら負傷者状況を教えてください。
- ◆軽症者が、保健室等に押し寄せないように、放送設備等を利用した呼び掛けや整理にご協力ください。
- ◆待合スペースや診療スペースに椅子やテーブルが必要になる場合もあるので、備品の準備のご協力をお願いします。

【目的】

災害時における医療救護活動の円滑な実施を目的として、医療救護隊の立ち上げから地域防災拠点での診療体制の確認までを実践的に検証する訓練を実施しました。

【実施概要】

- ◆日時:令和7年10月19日(日)8時30分～11時45分
- ◆開催場所:医療救護隊参集拠点(サテライト):保土ヶ谷中央病院、地域防災拠点:横浜市立常盤台小学校
- ◆参加者:37名 (内訳)医師:10名 歯科医師:2名 薬剤師:5名 看護師:5名 理学療法士:2名
横浜市民病院:4名 病院関係者:3名 区役所:6名
- ◆内容:①保土ヶ谷中央病院にて医療救護隊を立ち上げ②医療資機材を持って徒歩で横浜市立常盤台小学校へ移動③到着後、保健室のレイアウト、診療の流れ、通信状況を確認④横浜市民病院によるトリアージ講習会を実施⑤患者役にトリアージを行いながら、受付から診療までの流れを実践

当日の訓練の様子

当日タイムスケジュール

	内容	場所
8:30	サテライトでの訓練開始 ・医療救護隊の集合場所や医療資機材の保管場所の確認 ・医療救護隊の立ち上げ ・情報収集 ・地域防災拠点への徒歩ルートの確認 ・医療資機材(リュック)の確認	保土ヶ谷中央病院
9:15	地域防災拠点まで徒歩移動	
9:30	地域防災拠点での訓練開始 ・横浜市民病院看護師によるトリアージ講習会 ・保健室内のレイアウトの作成、動線の確認 ・通信状況確認 ・発災時の状況に即した模擬訓練	横浜市立常盤台小学校
11:00	訓練のまとめ(全員で振り返り)	
11:20	医師会災害担当より地域防災拠点参加者に「保土ヶ谷区の災害医療体制」について説明 DMAT車を地域の方が見学、説明(横浜市民病院対応)	

1 保土ヶ谷中央病院に集合



医療救護隊マニュアルに基づき、参集後の行動を確認。参集待機場所および医療資機材の保管場所、地域防災拠点までのルートを地図で確認。

2 医療資機材の確認



医療資機材の中身を確認。リュックの外側に内容リストが表示されており、用途別に分類されていることを確認。

3 病院から小学校へ向かう



医療資機材を携行し、徒歩にて常盤台小学校へ出発。

4 レイアウト検討



受付・診察・薬局の動線を確認しながら各所を設置。プライバシーに配慮し、スクリーンを使用して診察スペースを区切った。

5 トリアージ講習会



スタート法およびPAT法を用いて傷病者の優先順位を判断。症例をもとに、評価の視点と判断基準について確認を行った。

6 医療救護隊が動きの確認



医療救護隊4名が医師を中心に、それぞれの役割(診察、診察介助、トリアージなど)を確認した。

7 受付でトリアージを実施



受付でトリアージを実施。重症度に応じて診療の優先順位を決定し、歩行可能な緑タグの傷病者は待機とした。

8 診察



優先順位を決めて診察を実施した。

9 薬局 薬品の配付



診察終了後、薬剤師が備蓄医薬品の中から必要な薬を選定し、患者に配付した。



地域防災拠点へ医療救護隊の役割を説明しました

振り返り

今回の災害医療検証訓練では、医療救護隊の立ち上げから地域防災拠点での診療体制の確認まで、一連の流れを実践的に体験することができました。医療救護隊が事前に役割分担を明確にしていたことで、現場での連携が円滑に進み、実際の災害時を想定した対応力の向上につながりました。

トリアージ講習では、スタート法やPAT法を用いて傷病者の優先順位の基準を学びました。トリアージタグの記録が災害カルテとして有効であることも分かりました。また、医師以外の職種(看護師、薬剤師、歯科医師、区職員など)が役割の分担することで流れがスムーズに進むことが訓練を通して分かりました。初参加者もマニュアルを確認しながら実施することで災害時の流れを理解する機会となりました。参加者からは、「訓練の進化を感じた」「繰り返し参加することで、知識や対応力が定着する」「災害時の流れが理解できた」といった感想が寄せられました。

課題として、トリアージタグの記載方法に工夫が必要、複写式タグへの記載漏れが混乱を招く可能性があり、記録の統一と確認体制の強化が求められます。また、地域病院の開院状況などの情報共有手段においても災害時における情報伝達体制の整備が課題です。誰がどの情報を把握し、どのように共有するかを明確にしておく必要があります。

この訓練を通じて得られた成果と課題を、今後の災害医療体制の強化に活かし、地域全体での連携と実践力の向上を図っていきます。年々訓練が進化していることを実感する声もあり、継続的な取り組みが地域全体の防災力向上につながると考えています。

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

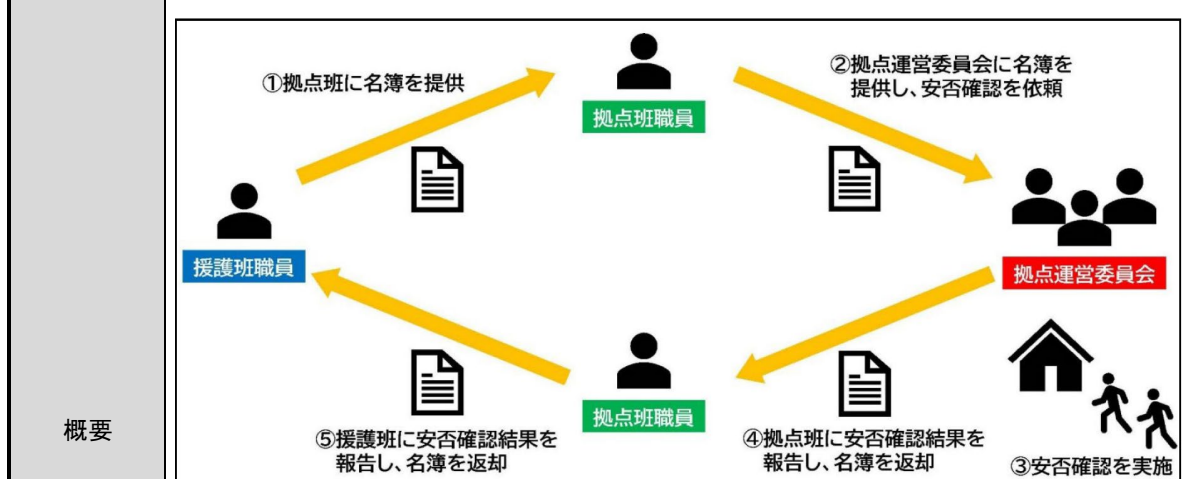
資料	情報4
議題種別	情報提供
説明者	区高齢・障害支援課
提出物	なし

議題名	「災害時要援護者名簿」の活用について
-----	--------------------

趣旨	地域防災拠点が開設された際の災害時要援護者の安否確認について、開設・運営マニュアルの補足をさせていただきます。
----	---

地域防災拠点が開設された場合、地域防災拠点運営委員会のみなさまには、地域のみなさまとも連携しながら、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などを行っていただくことになります。

区役所からは、「災害時要援護者名簿」をご提供することとなっておりますので、安否確認等にご活用くださいますようお願いいたします。



■災害時要援護者名簿掲載対象者
 在宅で、次のいずれかに該当する方となります。

- 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、いずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)
- 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

■名簿のイメージ

氏名	生年月日	性別	住所	連絡先	介護	障害
横浜 太郎	昭和〇年〇月〇日	男	保土ヶ谷区〇〇	045-XXX-XXXX	○	
港 花子	昭和〇年〇月〇日	女	保土ヶ谷区〇〇	045-XXX-XXXX		○

※地域防災拠点ごとの名簿となっています。
 ※住民基本台帳等の情報に基づき作成されたもので、実際の状況を確認して作成されたものではありません。

提出物	提出様式	—
	提出先	—
	提出期限	—
問合せ先	区高齢・障害支援課	TEL 334-6381

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

	資料	情報 5
	議題種別	情報提供
	説明者	水道局 中村水道事務所
	提出物	あり（希望する拠点のみ）
議題名	令和 8 年度 応急給水訓練について	
趣旨	<p>地域防災拠点等で行う防災訓練の際に、水道局で実施させていただき、応急給水訓練についてご案内させていただきます。</p> <p>訓練をご希望する場合は、「応急給水訓練依頼書」を作成していただき、拠点の参与の方から水道局中村水道事務所へご依頼をお願いいたします。</p>	
概要	<p>水道局では、大規模な災害などで断水した場合に、誰でも飲料水を得られる場所として「災害時給水所」を整備しています。</p> <p>保土ヶ谷区には、7か所の災害用地下給水タンク、4か所の配水池、22か所の緊急給水栓、6か所の耐震給水栓が「災害時給水所」として設置されており、このうち、災害用地下給水タンクは、地域の皆様のご協力で開設するものなので、1年に一度は訓練を実施していただきたいと思います。</p> <p>訓練では、「災害用地下給水タンクからの応急給水訓練」のほか、「災害時の飲料水確保」に関する説明もさせていただきます。</p> <p>地域防災拠点の訓練日程が決まり、水道局による訓練をご希望される場合は、「応急給水訓練依頼書」に必要事項をご記入の上防災拠点の参与様から水道局中村水道事務所へご依頼いただきますようお願いいたします。</p>	
提出物	提出様式	資料裏面 申込書
	提出先	水道局中村水道事務所
	提出期限	訓練実施予定日の約 1 か月前まで
問合せ先	水道局中村水道事務所	TEL 252-9001

令和8年度 応急給水訓練について

災害はいつ起こるかわかりません。日頃からの備えと、災害時に皆さまの地域防災拠点が、どのように水を確保できるのか？ 水道局と一緒に確認しましょう。

実施内容

1 災害用地下給水タンクからの応急給水訓練 (所要時間：30分～1時間程度)

災害用地下給水タンクは、災害時には地域の皆さまの共助によって蛇口等を組み立て、給水していただくために設置しているものです。いざという時にスムーズに対応できるよう、実技訓練等を実施します。

【対象】災害用地下給水タンクが設置されている拠点
宮田中学校、保土ヶ谷中学校、岩崎中学校
岩井原中学校、新井小学校



2 災害時の飲料水確保に関する説明 (所要時間：10～15分程度)

「地震などで水が止まってしまったら…？」をテーマに、災害時の水についてお話させていただきます。

【対象】緊急給水栓を含むすべての地域防災拠点



お申込み・お問い合わせ先

裏面「応急給水訓練依頼書」により、地域防災拠点参与（各拠点担当区役所責任職）経由で水道局中村水道事務所にお申し込みください。

※他の訓練日程が重なる場合は、ご希望に添えないことがございます。あらかじめご了承ください。
訓練日程を決める際には、事前に水道局へご確認をお願いします。

※その他、応急給水訓練に関するご要望、ご相談がございましたら、お気軽に中村水道事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

水道局中村水道事務所 事務係 防災担当

電話：045-252-9001 FAX：045-241-2570

メール：su-nakamurajimu@city.yokohama.lg.jp



この「応急給水訓練依頼書」に必要事項をご記入の上、FAXまたは電子メールで水道局に送信してください。後日、ご連絡いたします。

横浜市水道局 中村水道事務所 行

FAX 241-2570 電子メールアドレス su-nakamurajimu@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

応急給水訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

依頼者（電話番号）： 氏名 ()

地域防災拠点名		
運営委員会委員長名		
区役所参与名		
実施場所		
実施日時	実施日	令和 年 月 日 ()
	防災訓練全体の時間	時 分 ~ 時 分
	水道局の訓練開始時間	時 分
訓練内容	<input type="checkbox"/> 災害用地下給水タンクからの応急給水訓練 (地域住民による開設訓練) <input type="checkbox"/> 災害時の飲料水確保に関する説明 (緊急給水栓など)	
雨天・荒天等緊急時の対応	訓練実施の判断時間	訓練当日の 時 分頃
	当日中止の場合	延期 (月 日) ・ 中止
	※水道局への中止時の連絡先は、後日お知らせします。	
防災訓練全体の参加予定人数	約 人	
上記のうち、水道局による訓練の参加予定人数、訓練時間	・グループ数： グループ ・1グループの人数： 約 人 ・1グループの訓練時間： 約 分	
運営委員会の資料または訓練計画等の水道局への資料提出	<input type="checkbox"/> 提出可 <input type="checkbox"/> 後日提出 (月 日)	
水道局との窓口担当者	<input type="checkbox"/> 依頼者と同じ <input type="checkbox"/> その他 (氏名：) (電話番号：)	
その他連絡事項等		

※他の訓練日程が重なる場合は、ご希望に添えないことがございます。あらかじめご了承ください。

訓練日程を決める際には、事前に水道局へご確認をお願いします。

※「災害用地下給水タンク組み立て訓練」は水道局による事前作業が必要です。突発漏水等の緊急対応時には事前作業が出来ないため、手動ポンプによる応急給水訓練ができない場合があります。

災害時の飲み水はここで！



災害時給水マップ

保土ヶ谷区

水道局では災害時に飲み水を得られるように、皆さまが住んでいるところから、おおむね500メートル圏内の小・中学校や公園などに災害時給水所を設置しています。災害時は停電により電話やインターネットも使えない可能性があります。前もってこのマップで近くの災害時給水所を確認しておきましょう。



給水場所には、必ずポリタンク等の容器を持参してください！



横浜市水道局キャラクター「はまビョン」

※星川中央公園は帰宅困難者用として設置しています。

地下タンク 災害用地下給水タンク

普段は水道管として使われ、新鮮な水道水が流れています。災害時に水圧が下がると、自動的に出入り口が閉まり、タンク内に飲み水を確保します。

配水池

非常時には、市民の皆さまが必要とする飲料水の1週間分に相当する水量を確保します。断水時に給水を行うほか、給水車への水の補給場所となります。

緊急給水栓

地震に強い水道管(耐震管)に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設です。水道局職員が断水状況を踏まえて順次仮設の蛇口を設置していきます。

耐震給水栓

蛇口までの水道管を耐震化した、地震に強い屋外の水飲み場です。災害用地下給水タンクなどが設置されていない市内48か所の地域防災拠点を対象に整備を進めています。

備蓄しましょう! 飲料水

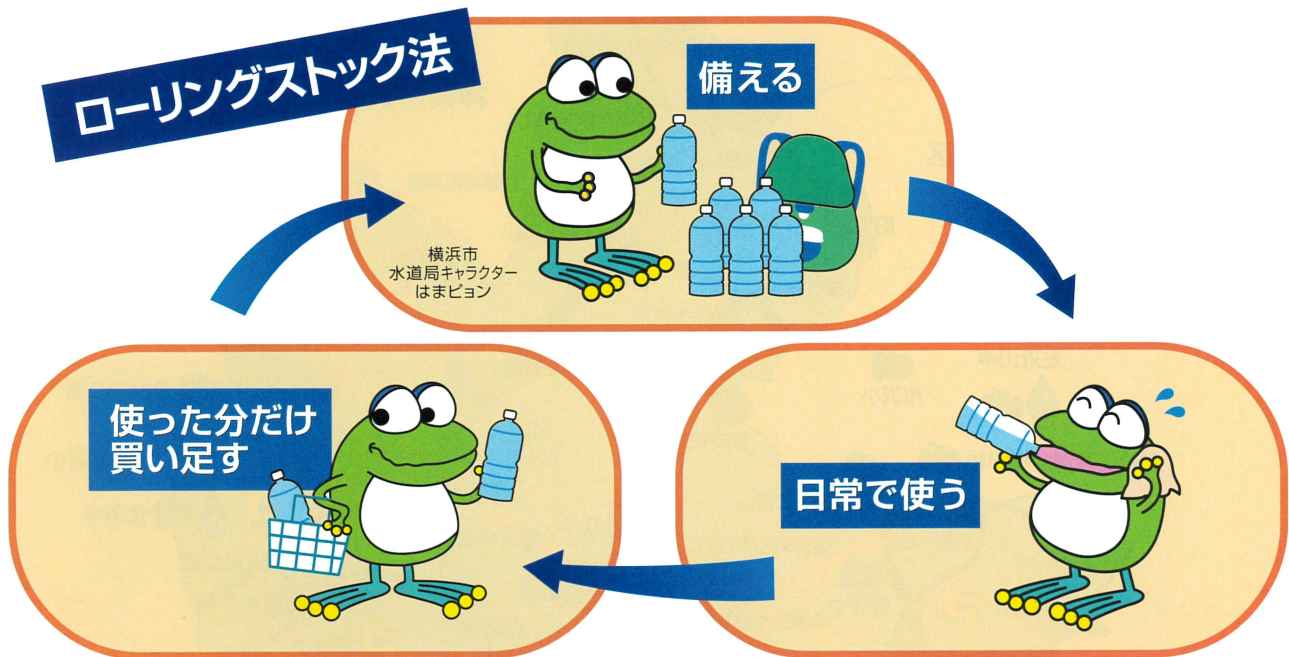
飲料水の備蓄の目安は

1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上

賢い備蓄で「もしもの災害発生時」も安心!

普段から少し多めに飲料水などを買っておき、使った分だけ新しく買い足して、いつも一定量を備蓄しておく方法をローリングストック法といいます。

ローリングストック法



トイレ対策は大丈夫?

災害時の備えとして、トイレパック(携帯トイレ)を備蓄しましょう。

●トイレパックって何?

断水時でも便器にビニール袋を被せて使用できる簡易的なトイレです。使用後はトイレパックだけをまとめて燃やすごみとして出すことができます。

●備蓄量の目安は?

1人あたり15個以上(1日5個×3日分)

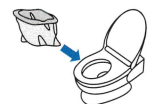
できれば7日分の備蓄をお願いしています。

●どこで売っているの?

ホームセンターなどで購入可能です。

〈使用方法〉

①処理袋を便座の上からカバーするように取り付けます。



②使用後に処理剤を上から振りかけます。



③使用後の処理袋は中の空気を出し、口をしっかり結び、トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみとして出します。



【問合せ】 資源循環局街の美化推進課 電話:045-671-2555 FAX:045-663-8199

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

	資料	情報 6
	議題種別	情報提供
	説明者	市民局 地域防犯支援課
	提出物	なし

議題名	災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について（情報提供）
-----	----------------------------------

趣旨	災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化のため、地域防災拠点に簡易防犯カメラや防犯ブザーを配付します。						
概要	<p>令和7年3月に改訂した「横浜市地震防災戦略」に基づき、令和7年度中に、犯罪の抑止と避難者の不安感の軽減を目的に、横浜市が管理する簡易防犯カメラ及び防犯ブザーを全地域防災拠点に配備しました。</p> <p>つきましては、次のとおり、簡易防犯カメラ（2台）及び防犯ブザー（10個）の運用を行う予定ですので、ご承知おきください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 簡易防犯カメラについて <p>本市が配備した簡易防犯カメラは、横浜市が管理し、災害時に地域防災拠点の安全確保のために使用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易防犯カメラの特徴 <p>災害時に限定して使用する取り外し可能な簡易型のカメラ（トレイルカメラ）です。</p> (2) 設置の考え方 <p>設置にあたっては、地域防災拠点の状況を踏まえ、地域防災拠点運営委員会において 設置場所を検討してください。また、設置後については、機器の紛失や破損がないよう、設置状況の見守りにご協力をお願いします。</p> (3) 設置場所の考え方 <p>簡易防犯カメラは、防犯上必要な共用部分に限定して設置します。</p> 2 カメラ映像の管理・開示の考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 映像の管理について <p>簡易防犯カメラの映像は、横浜市が一元的に管理します。</p> (2) 映像の開示（警察提供）について <p>カメラ映像は、原則、窃盗やわいせつ事案等の事件・事故が発生し、警察から要請があった場合に限り、市民局が必要性を判断したうえで提供します。</p> 3 防犯ブザーの活用について <p>防犯ブザーは、夜間にトイレや更衣室を利用する際など、地域防災拠点内で不安を感じた場合に使用します。</p> 4 今後の予定 <p>具体的な運用方法が確定した際には、改めてお知らせします。</p> 						
提出物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">提出様式</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>提出期限</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	提出様式	—	提出先	—	提出期限	—
提出様式	—						
提出先	—						
提出期限	—						
問合せ先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">市民局 地域防犯支援課</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">TEL</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">671-3705</td> </tr> </table>	市民局 地域防犯支援課	TEL	671-3705			
市民局 地域防犯支援課	TEL	671-3705					

災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について（情報提供）

横浜市では、令和 7 年 3 月に改定した「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害時に避難された皆様が、より安心して過ごせる避難所環境の整備を進めています。

この取組の一環として、**全ての地域防災拠点に、犯罪の抑止及び避難者の不安軽減を目的とした「簡易防犯カメラ（2 台）」及び「防犯ブザー（10 個）」を配備**しました。

今回配備した簡易防犯カメラ及び防犯ブザーについては、**横浜市（市民局）の管理**のもと、次のとおり運用しますので、ご承知おきください。

1 簡易防犯カメラについて

(1) 使用想定等

- 配備するカメラは、取り外し可能な簡易型のカメラ（トレイルカメラ）です。
- 平時は使用せず、**災害時に限定**して使用します。
- 災害時に使用する場合も、**常時監視はせず、人の動きを検知した時のみ**自動で録画します。

(2) 設置場所

- 簡易防犯カメラの設置場所は、**防犯上必要な共用部分に限定**し、下記には設置しないでください。

【設置してはいけない場所】

- 就寝スペース
- トイレ、更衣室、授乳室等の内部
- 私的空間と認められる場所
- カメラが転倒・落下のおそれがある不安定な場所 など

- **具体的な設置場所**については、**下記を参考**としつつ、地域防災拠点ごとの状況を踏まえ、**地域防災拠点運営委員会においてご検討**をお願いいたします。

【設置が想定される場所の例】

- 避難所の主な出入口（受付を設置する場所周辺）
- トイレ、更衣室、授乳室等の出入口前の導線
- 貴重品保管場所の周辺
- 死角となりやすい廊下など、防犯上必要な場所

(3) 映像の管理について

簡易防犯カメラの映像は、**横浜市（市民局）の責任で管理**しますので、**地域防災拠点運営委員や避難者の方が映像を確認・管理することはありません**。

(4) 映像の開示（警察提供）について

簡易防犯カメラの映像は、原則、事件・事故等の発生により、警察から要請があった場合に限り、横浜市（市民局）がその内容を確認した上で警察に提供することを想定しています。避難所に従事する市職員（動員職員）が現地ですべて独自に開示判断を行うことはありません。

(5) 運用要綱について

簡易防犯カメラの運用に関する要綱（策定中）については、別途、区役所を通じて内容をお知らせいたします。

2 防犯ブザーについて

防犯ブザーは、夜間にトイレや更衣室を利用する場合など、地域防災拠点内で不安を感じる場合に使用することを想定しています。

主に、こどもや高齢者、女性などへの貸出を想定していますが、使用方法や保管場所などについては、各地域防災拠点の実情に応じて柔軟に運用してください。

3 添付資料

「簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）について」

【担当】

市民局地域防犯支援課 川口、山香、早野

電話：671-3705 FAX：664-0734

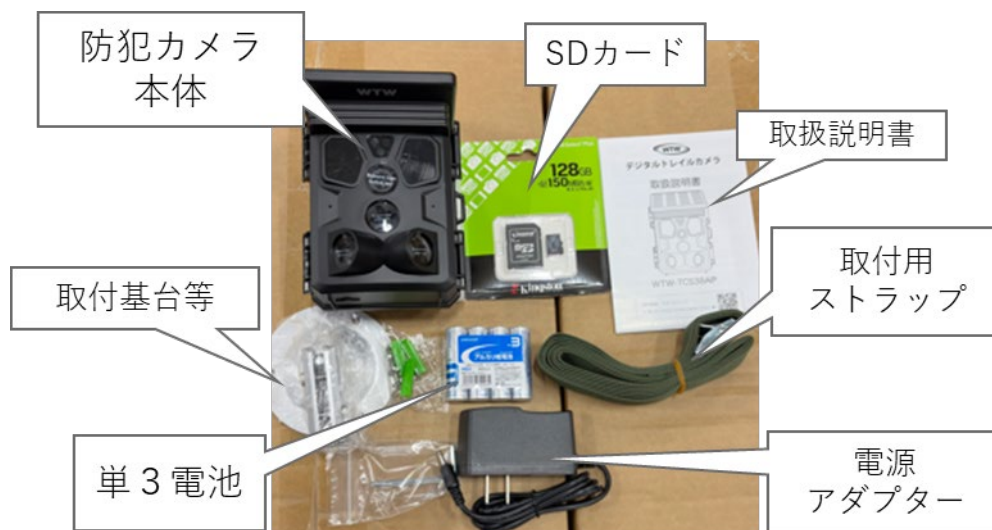
メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）

【簡易防犯カメラ】

■特 徴

- ✓ センサー式で、人の動きを検知して録画します（トレイルカメラ）
- ✓ 赤外線センサーにより夜間も撮影できます
- ✓ 乾電池・ソーラーパネル・コンセントの3方式による給電に対応しています



【防犯ブザー】



-

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

		資料	情報 7
		議題種別	情報提供
		説明者	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター支援課
		提出物	あり(希望する拠点のみ)
議題名	地域防災拠点訓練における障害理解啓発に関する出前講座の実施について		
趣旨	<p>セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。</p> <p>各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面の活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。</p>		
概要	<p>1 出前講座の内容 障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。</p> <p>2 相談・申込み先 横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター TEL : 045-681-1211 / Fax : 045-680-1550</p> <p>3 その他 出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。</p>		
提出物	提出様式	特になし(電話相談など)	
	提出先	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター	
	提出期限	実施予定日のおよそ2か月前	
問合せ先	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター (セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局)	TEL	681-1211

令和8年4月15日

地域防災拠点運営委員長

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内の障害福祉関係団体と横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和8年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL：045-681-1211 / Fax：045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

<内容> クリアーボックス（A4 幅3センチ程度）に入れて配布。

- ・説明文書（趣旨書）：1
- ・コミュニケーションボード：3
- ・啓発チラシ：3
- ・文字盤：3
- ・バンダナ：緑色3、黄色3



<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL：045-681-1211/Fax：045-680-1550
横浜市健康福祉局障害施策推進課
TEL：045-671-3598/Fax：045-671-3566

■セイフティーネットプロジェクト横浜と

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、セイフティーネットをつくることを目的とし、2005年7月に発足。自分たちの出来ることから取り組むことを大切にしながら、さまざまな障害についての理解を進めていこうと活動している。

地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



— セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A 研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。

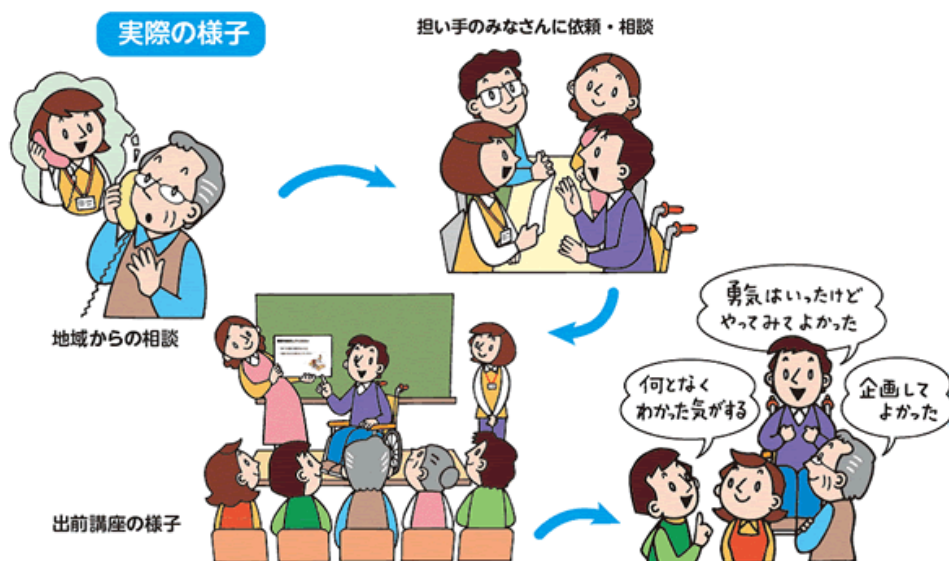


災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット
(H19年度作成・H30年度改訂)

この他にも、

- ・障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝わる！ S-net横浜

セイフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。

日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！自由に組み合わせてオリジナル・コミュニケーションボードが作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれるコミュニケーションカードはリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末にダウンロードすることもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain

103



そうだん
相談したい
I'd like a consultaion



すこし待ってください
Please wait for a moment



アレルギー

えびアレルギー
shrimp allergy

支えあう

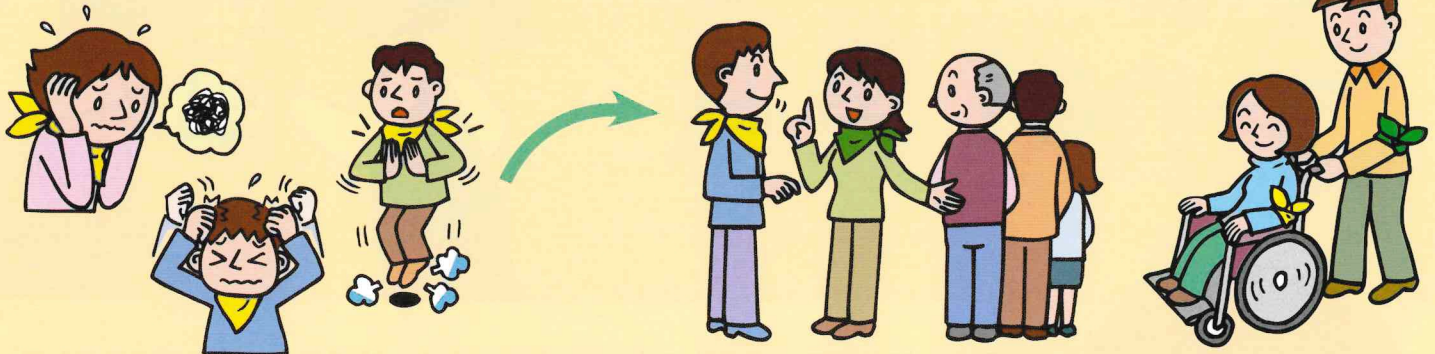
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が必要

支援ができる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



●状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

●具体的にゆっくりと確かめながらお話しします。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援—避難場所編—」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



●S-net 横浜 事務局に相談

●担い手の皆さんと調整

●出前講座の様子すでに、のべ100以上の講演が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL:045-681-1211 FAX:045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月

104



保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	情報 8
議題種別	情報提供
説明者	市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課
提出物	あり(希望する拠点のみ)

議題名	誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり ～外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮～
-----	---

趣旨	<p>横浜市では、国籍や性別にかかわらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。外国人住民の増加を踏まえた災害時の対応に関する参考情報の提供や、男女のニーズの違いに配慮した防災研修を実施します。 今後の地域防災拠点の運営や訓練に、ぜひお役立てください。</p>		
概要	<p>1 市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。（別紙1）</p> <p>2 災害時の避難生活においては、性別や立場の違いにより、必要とされる配慮や支援が異なることが、これまでの災害からも明らかになっています。こうした課題への理解を深め、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていくため、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等を開催いたします。（別紙2）</p>		
提出物	提出様式	研修：横浜市電子申請・届出システム（別紙2参照） 防災出前授業：担当へ直接申込み（別紙2参照）	
	提出先	別紙2参照	
	提出期限	別紙2参照	
問合せ先	市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課	TEL	671-3826

誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり — 外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮 —

平素より、地域防災拠点の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
当課では、国籍や性別にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

さて、市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。（別紙1）

また、災害時の避難生活においては、性別や立場の違いにより、必要とされる配慮や支援が異なることが、これまでの災害からも明らかになっています。こうした課題への理解を深め、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていくため、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等を開催いたします。（別紙2）

今後の地域防災拠点運営や訓練内容の検討等にあたり、少しでもお役に立てましたら幸いです。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

<担当>

横浜市市民局国際平和・ダイバーシティ推進課

（別紙1）外国人との多文化共生に関する取組について

多文化共生担当 和田・浜田

TEL：045-671-3826 FAX：045-663-3431

Eメール：sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

（別紙2）「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等について

男女共同参画推進担当 津曲・濱

TEL：045-671-2017 FAX：045-663-3431

Eメール：sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

地域防災拠点運営委員長のみなさま

地域防災拠点に外国人の方々が避難して来た時に備えて

市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。

1. 「私ができること・避難所ってどんなところ」（外国の方向け）のリーフレット（別紙1）
（日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語）
避難所のルールが記載され、外国の方が出来ることを記入するシートです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

横浜市ホームページ「地域防災のヒント」で検索できます

2. 「外国人とともに進める地域防災と災害のヒント」のリーフレット

外国の人が抱える課題や、翻訳アプリの紹介、やさしい日本語の事例などが記載されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

横浜市ホームページ「地域防災のヒント」で検索できます

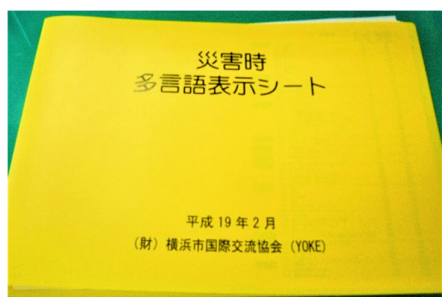
3. 災害時多言語表示シート（地域防災拠点の備品）

各地域防災拠点の備品の中にあります。見つからず、配布を希望する場合は、6月末を目途に、区防災担当経由でご相談ください。

ウェブサイトから、その地域で必要な言語を選んで印刷することもできます。

<https://dis.clair.or.jp/open-data/dis-sheet/list/1>

「災害時多言語表示シート検索」で検索できます



【参考情報】（公益財団法人）横浜市国際交流協会（YOKE）の防災事業

出前講座やセミナーの実施を行っています（有料）。

詳細はこちら→ https://www.yokeweb.com/bosai_koza/ 「日本人・外国人ともに進める地域防災」で検索

連絡先：市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課 和田・浜田

TEL:045-671-3826 FAX:045-663-3431 Eメール:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

あなたにできることがあったら、☑を入れて避難所の運営者の人に渡してください。

わたくし 私ができること

ひなんじょうんえいしゃ
避難所運営者のみなさんへ

わたくし なまえ
私の名前は _____ です。

わたくし つぎ
私は次のことができます。お手伝いします。

日本語を話すことができます



通訳ができます



(話すことができる言葉: _____)

国の文化や背景を説明することができます



(知っている国・地域 _____)

料理を作ることができます



介護のお手伝いができます



子どもと一緒に遊ぶことが得意です



荷物を運びます



その他 (_____)

「避難所」ってどんなところ？

避難所は、誰でも行くことができる場所です。地震で家にいることができないときは、避難所へ行ってください。

Q 「避難所」はどのような場所ですか？



A

避難所は、地震などであなたの家が壊れて住むことができなくなったときに来て、生活する場所です。基本的に外国人も使うことができます。避難所では、過ごし方の決まりがあります。決まりを守ってください。横浜市では避難所のことを「地域防災拠点」と呼んでいます。

Q 「避難所」で何ができますか？



A

- ・泊まることができます
- ・食べ物や水をもらうことができます
- ・元の生活に戻るための情報をもらうことができます

Q 「避難所」は誰が作りますか？



A

「避難所」は、その地域の町内会の人たちが作る人が多いです。「避難所」は、みんなで協力して作ります。できることがあれば、あなたもお手伝いをしてください。

Q 「避難所」でどのように過ごしますか？

A

「避難所」に着いたら「避難者カード」にあなたの名前や住所などの情報を書きます。避難所では、次のことに気を付けて過ごしてください。



- 決められたスペースの中で過ごします
- 大きな声や騒音を出しません
- 食事をもらうときは、並んでください
- お年寄りや身体が不自由な人にやさしくしてください
- きれいに過ごせるように気をつけます
- 掃除など、みんなですることに参加します
- 避難所の決まりを守りましょう

男女ニーズの違いに配慮した防災研修について（依頼）
～誰もが安心して避難生活を送るために～

性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたします。本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。


【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者や、その支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

(1) 研修概要

ア 日程・場所（3回とも同じ内容です。いずれかの回にご参加ください。）

第1回 令和8年8月8日（土）午後 場所：横浜市民防災センター

第2回 令和8年9月12日（土）午後 場所：磯子区役所

第3回 令和9年1月23日（土）午前 場所：中区役所

イ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

ウ 定員

60名（先着）※男性の委員の皆様もぜひご参加ください。

エ 参加費

無料

(2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申し込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～



横浜市電子申請
システム

次頁あり

(3) 受講決定


第1回、第2回は申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。第3回は1月にご案内をお送りします。

(4) その他

8月8日（土）及び9月12日（土）は午前中に同会場にて、地域防災拠点運営研修も開催します。詳しくは、防災・危機管理統括本部地域防災課のホームページをご覧ください。

2 「女性の防災担い手研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市女性の防災担い手研修

(1) 研修概要

ア 日程(全3回の連続講座のため、全日ご参加をお願いします)

令和8年9月29日（火）午後

10月20日（火）午後

11月10日（火）午後

イ 場所

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

ウ 対象者

すべての区の地域防災拠点の運営委員や委員候補の女性

※拠点運営委員長が2名までご推薦していただきますようお願いいたします。

エ 定員

50名（応募者多数の場合は抽選）※1拠点2名まで

オ 参加費

無料

カ 内容（質疑応答を含め3時間程度）（予定）

- ・男女ニーズの違いに配慮した地域防災の重要性について
- ・先進的な拠点の事例紹介、意見交換
- ・コミュニケーション・ファシリテーションスキルの向上
- ・地域で取り組みたい内容の検討等

(2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～8月24日（月）



横浜市電子申請
システム

(3) 受講決定

受講可否は、9月10日頃までに郵送にてご案内します。

3 「防災出前講座」について

(1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。（先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください。また、令和7年度に本事業による無料の出前講座を利用したことがない自治会・町内会や地域防災拠点等を優先とさせていただきます。）

【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

(2) 申し込み方法

下記担当まで直接、お申込みください。

横浜市男女共同参画推進協会 経営企画室

電話 045-862-5141

Eメール koho@women.city.yokohama.jp

(3) 申し込み期間

7月1日（水）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

【担当】 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 津曲・濱

電話 045-671-2017

Eメール sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

-

参加費
無料

- ✔ みんなが安心できる避難所運営のために、平時から備えたいと考える方へ
- ✔ 地域防災拠点における防犯対策や安心・安全の具体化を考えたい方へ

男女ニーズの違いに配慮した 防災研修

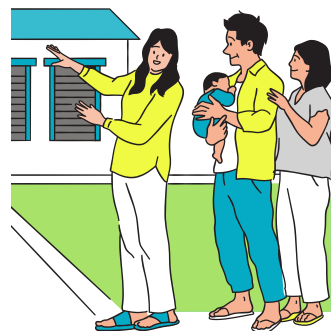
当日のプログラム

- **講義** 避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは
 - **ワーク** 考えよう！男女ニーズの違いをいかした安心づくり
- 講師：横浜市男女共同参画センター職員

まずは地域防災拠点の訓練に参加してみませんか？



授乳スペースをご案内しますね



この研修では、性別・立場によって異なる被災状況やニーズの違いに着目し、みんなが安心できる地域防災拠点の運営に向けて、男女共同参画の視点を取り入れ、実践するポイントを解説します。講義とワークを通じて、平時の訓練や開設・運営マニュアルの見直しにいかせるよう学びを深めましょう。

🔍 横浜市 男女ニーズの違いに配慮した地域防災 × 本研修の概要は横浜市HPでもご確認いただけます。

日時／会場

3回とも同じ内容です。いずれかの日時にご参加ください。

A 8月8日(土)
14:00 ~ 16:00
横浜市民防災センター

B 9月12日(土)
14:00 ~ 16:00
磯子区役所

C 1月23日(土)
10:00 ~ 12:00
中区役所 (本館)

対象／定員

地域防災拠点の運営委員長、運営委員 / 各回60人
※その他関心のある方もぜひご参加ください。

申込方法

受付期間：7月1日(水)から12月25日(金)まで(先着順)
※A・Bについては各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。
右の二次元コード「お申込みはこちら」より横浜市電子申請システムまたはFAX(受講申込書にFAX番号記載)でお申込みください。
※A・Bを選択された方は、お申込み完了をもって受講決定となります。
Cを選択された方には、1月に横浜市市民局よりメール(電子申請時のアドレス)または、地域防災研修事務局より受講案内を郵送します。

お申込みはこちら



問合せ先：☎ 045-862-5052

男女共同参画センター横浜 (フォーラム) 地域防災研修事務局

提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

主催：男女共同参画センター横浜

A 2026年 8月8日(土)
 会場:横浜市民防災センター

〒221-0844
 横浜市神奈川区沢渡4-7
 ・各線「横浜駅」西口徒歩10分

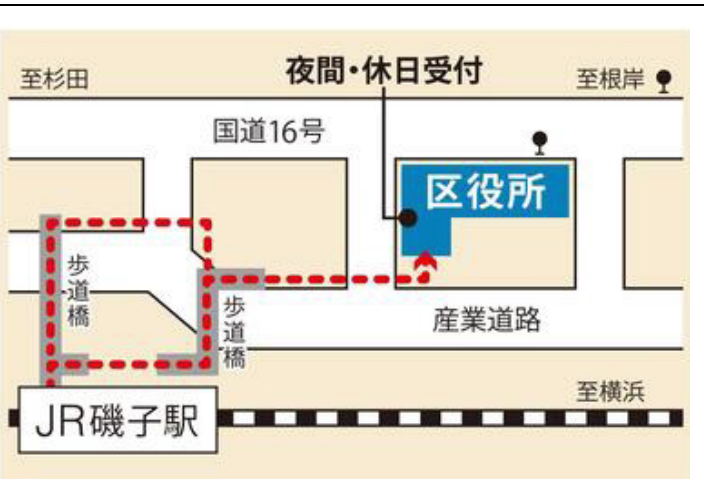
*研修内容は各回共通です



B 2026年 9月12日(土)
 会場:磯子区役所

〒235-0016
 横浜市磯子区磯子3丁目5-1
 ・JR根岸線「磯子駅」徒歩5分

*研修内容は各回共通です



C 2027年 1月23日(土)
 会場:中区役所(本館)

〒231-0021
 横浜市中区日本大通35
 ・JR根岸線「関内駅」南口徒歩7分
 ・横浜市営地下鉄「関内駅」(1番出口)徒歩7分
 ・みなとみらい線「日本大通り駅」(3番出口)徒歩4分

*研修内容は各回共通です



[荒天時の対応について]

当日午前11:00の時点で横浜市域に下記いずれかが発令されている場合、研修を中止する場合があります。

1. 大雨警報と暴風警報両方が発令
2. 大雪警報が発令
3. 暴風雪警報が発令
4. 特別警報が発令(大雨、暴風、大雪、暴風雪)

中止等のお知らせについては、(公財)横浜市男女共同参画推進協会ホームページの「協会・3館のお知らせ」欄に掲出しますので、右記の二次元コードよりご確認ください。



男女ニーズの違いに配慮した防災研修 受講申込書

地域防災拠点名： _____ 区 _____ 拠点 _____

申込者名/役職： _____

電話番号： _____

■2026年度「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」の受講を申し込みます。

希望する日時 (1か所に○を記入)	参加者氏名	ご住所 (「C」の日時を選択した方のみ記入)	連絡がしやすい 電話番号
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	

・定員は各回 60 名(先着)です。1つの地域防災拠点から複数名のお申込みが可能です。

・対象者: 地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

・3回とも同じ内容です。A・B・Cのいずれかの日時にご参加ください。

A 2026年8月 8日(土) 14:00~16:00 場所: 横浜市民防災センター

B 2026年9月12日(土) 14:00~16:00 場所: 磯子区役所

C 2027年1月23日(土) 10:00~12:00 場所: 中区役所(本館)

・申込み先: 7月1日(水)~12月25日(金)

FAX(045-865-4671)で男女共同参画センター横浜宛てに送信
又は右の二次元コードでも申込み可能です。



※「A」「B」については各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。

※「C」を選択し、本受講申込書で申込みされた方には、1月中旬までに受講案内を郵送します。

※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本

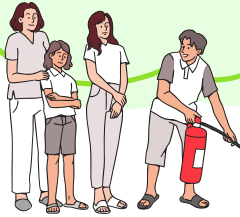
電話: 045-862-5052

-

参加費
無料

「女性の防災担い手研修」

毎年の訓練だけど…
積極的に参加してもらえよう
工夫を聞いてみたいな…



様々な人と話し合う力やつながる取組は
平時にも災害時にも大切なんだね。



着替えや授乳スペースは
どこに設置するのがいいかな？



- ✓ 地域の防災訓練や運営にいかせるヒントがたくさん！
- ✓ グループワークでアイデアを出し合いながら参加者同士の交流も

様々な立場の人々が集まる避難所の安心づくりのためには「女性の視点」が重要です！
市内の地域防災拠点の取組事例から学ぶとともに、災害時だけでなく日常生活にも役立つ「話し合う力」を仲間と一緒に身につけ、地域での取組に活かしませんか。

お申込みはこちら



第1回 9月29日 火 13:30～16:30

講義&ワーク

安心できる避難所づくりとは？
市内地域防災拠点の事例を聴く

第2回 10月20日 火 13:30～16:30

講義&ワーク

学び実践する—もしものときにも
平時にも大切な“話し合う力”

第3回 11月10日 火 13:30～16:30

講義&ワーク

仲間とともに考える—地域で取り
組みたいこと、やってみたいこと

申込
方法

全3回の連続講座のため、すべての回のご参加をお願いします。

受付期間：7月1日(水) から 8月24日(月)まで

※応募者多数の場合は抽選。

受講可否を9月10日頃までに郵送にてご案内予定

地域防災拠点ごとに運営委員長から受講者2名まで
をご推薦のうえ、右上の二次元コード「お申込みは
こちら」より横浜市電子申請システムでWEB入力、
または受講申込書をFAXでご送付ください。

会場

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

JR「関内駅」南口から徒歩10分

横浜市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分

みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分

問合せ先：045-862-5052

男女共同参画センター横浜（フォーラム）

地域防災研修事務局



女性の防災担い手研修 受講申込書

【※横浜市内 18 区が対象です】

地域防災拠点名: _____ 区 _____ 拠点 _____

申込者名/役職: _____

電話番号: _____

■ 2026 年度「女性の防災担い手研修」への受講者として次の方を推薦します。

参加者氏名	ご住所	連絡がつきやすい 電話番号
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	

・対象者: **地域防災拠点の運営に関わる女性(各拠点から 2 名まで)**

・**全 3 回の講座に参加できる方をご推薦ください。**

・定員は 50 名 (応募者多数の場合は抽選) です。

・受講の可否は、9 月 10 日 (木) 頃までに郵送にてご案内します。

※2025 年度「女性の防災担い手研修」にご参加の方は、今年度はご参加いただくことができません。

同じ地域防災拠点から初めてのご参加の方を推薦していただくことは可能です。

・申込み先: 7月1日(水) ~ 8月24日(月)

FAX (045-865-4671) で男女共同参画センター横浜宛てに送信

又は右の二次元コードでも申し込み可能です。



※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■ 研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜 (地域防災研修事務局) 齋藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	情報9
議題種別	情報提供
説明者	区総務課
提出物	あり(希望する拠点のみ)

議題名	資機材取扱指導員派遣及びHUG研修への講師派遣について
-----	-----------------------------

趣旨	<p>地域防災拠点等の訓練において、資機材の管理や取扱いについて学ぶための、指導員派遣のご案内です。</p> <p>また、地域防災拠点の開設・運営についてより理解を深めることができる、HUG（避難所運営ゲーム）研修の講師派遣についても併せてご検討ください。</p>
----	--

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材取扱指導員派遣について <ol style="list-style-type: none"> (1) 内容 地域防災拠点等の訓練や資機材点検の機会に指導員を派遣し、資機材の取扱いについて、正しい使用・管理方法を学ぶことができます。 (2) 取扱い資機材 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難時生活に必要な資機材 ハマッコトイレ、移動式炊飯器、発電機 など イ 救助活動に必要な資機材 エンジンカッター、レスキュージャッキ など 2 HUG研修への講師派遣について <ol style="list-style-type: none"> (1) 内容 H（避難所）U（運営）G（ゲーム）の略で、避難所運営を図上にて疑似体験するゲームです。 (2) 研修について 所要時間：講義 約30分、HUG 約2時間 講師：保土ヶ谷区民会議
----	--

提出物	提出様式	様式6：横浜防災ライセンス資機材取扱指導員派遣申込書 様式7：地域防災拠点向けHUG（避難所運営ゲーム）研修会講師派遣申込書
	提出先	区拠点担当者（拠点参与）
	提出期限	実施予定日の約2か月前まで
問合せ先	区総務課	TEL 334-6203

-

地域防災拠点への資機材取扱指導員派遣

地域防災拠点に配備されている資機材の管理・点検にあたり、取扱いに不安がある場合や技術的サポートが必要な場合に、指導、助言などを行う「横浜防災ライセンス資機材取扱指導員（以下、「資機材取扱指導員」という。）を派遣します。

資機材の不適切な管理による故障も発生していますので、資機材の正しい使用・管理方法を習得し、災害時の円滑な使用や故障防止に役立ててください。

1 概要

(1) 派遣者

資機材取扱指導員

(2) 内容

地域防災拠点における訓練や資機材点検等の人が集まる機会に派遣し、資機材の取扱いの指導、助言などを行います。

(3) 取扱い資機材

ア 避難生活に必要な資機材

ハマッコトイレ、移動式炊飯器、
発電機 など

イ 救助活動に必要な資機材

エンジンカッター、
レスキュージャッキ など



【派遣の様子】

2 申込方法

派遣希望日の約2か月前までに、別添 派遣申込書（様式6）を記載のうえ、区拠点担当者（拠点参与）へご提出ください。

3 その他

より効果的な訓練となるよう、各地域防災拠点の避難対象区域に居住している、横浜防災ライセンスリーダー（※）にもお声掛けいただくことを検討してください。

なお、横浜防災ライセンスリーダー（※）の名簿が必要な方は、区拠点担当者（防災参与）にご相談ください。

※横浜防災ライセンスリーダー：資機材取扱講習を受講した方

【事務局】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

-

-

HUG研修への講師派遣

地域防災拠点の開設・運営について、より理解を深めていただくため、拠点でのHUG研修の実施にあたり講師を派遣しますので、ぜひご活用ください。

1 HUGの概要

H（避難所）U（運営）G（ゲーム）の略で、避難者それぞれの事情を考慮して避難所の平面図上に適切に配置したり、与えられる様々な出来事に対応したりすることで、避難所運営を図上にて疑似体験するゲームです。

2 派遣内容

避難所の開催・運営等について講義を行い、その後HUGを実施します。

説明：講義：約30分 HUG：約2時間

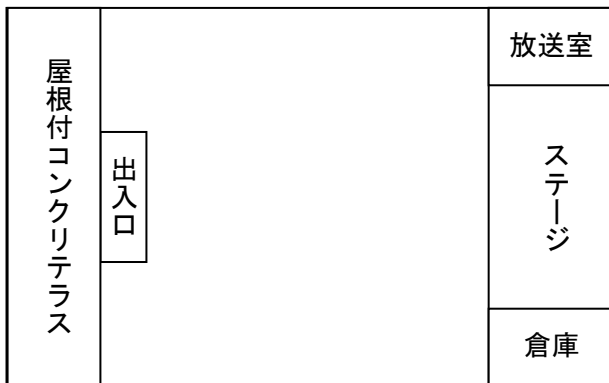
講師：保土ヶ谷区民会議



HUGの様子

3 HUGのイメージ

避難者やイベント等を記載したカードをめくり、避難所見取り図に割り当てて対処していきます。



避難所見取り図イメージ

<p>1 世帯番号【1】</p> <p>川辺町【3班】</p> <p>かたびら 帷子さん</p> <p>【男38歳】全壊</p> <p>世帯主、妻、長男</p> <p>長男は生後半年。</p>

避難者カード
イメージ

<p>6 イベント番号【1】</p> <p>一部の避難者が車で 避難してきて、物資を 運ぶトラックのみちを ふさいでしまっている ぞ！</p>

イベントカード
イメージ

4 申込方法

派遣申込書（様式7）を記載のうえ、実施予定日の約2か月前までに、
区拠点担当者（拠点参与）へご提出ください。

【事務局】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

-

地域防災拠点向け HUG（避難所運営ゲーム）研修会講師派遣申込書

保土ヶ谷区総務課	令和 年 月 日 依頼者 拠点名 _____ 担当者 _____ 連絡先 _____ ※上記事項は講師に共有させていただきます。
次のとおり、HUG（避難所運営ゲーム）研修会講師の派遣を依頼します。	
派 遣 日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加予定人数	
実施場所	
その他連絡事項	

-

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

		資料	情報10
		議題種別	情報提供
		説明者	区総務課
		提出物	あり(希望する拠点のみ)
議題名	ほどがやキャラバン（キッチンカー商店会）との協定締結に係る取組について		
趣旨	<p>保土ヶ谷区と区内のキッチンカーで構成される移動式商店会である「ほどがやキャラバン（キッチンカー商店会）」は、災害時における協定を締結しました。現在、発災時の被害状況等に応じて、保土ヶ谷区役所が各拠点へキッチンカーの派遣を依頼する仕組みの準備を進めています。</p> <p>令和8年度は拠点との連携強化および検証のため、各拠点が「ほどがやキャラバン」にキッチンカーの派遣を依頼し、拠点訓練参加者へ食事を提供する訓練等の実施することが可能となりました。</p>		
概要	<p>1 地域防災拠点訓練へのキッチンカー派遣を希望される場合</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>ア 訓練内容等を拠点で検討</p> <p>イ チラシの連絡先（代表：山内さん）に電話またはメールで依頼</p> <p>ウ 訓練の実施</p> <p>エ 各拠点の保土ヶ谷区地域防災活動奨励助成金から委託費を支払い</p> <p>(2) 想定される訓練（案）</p> <p>横浜市防災訓練におけるライフラインの応急復旧や避難所環境改善時（発災後2週間）を想定したキッチンカーによる食事の提供を行う訓練</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>ア 費用・訓練内容の調整は「ほどがやキャラバン」と各拠点が行ってください。保土ヶ谷区への連絡は不要です。</p> <p>イ 訓練に参加していない不特定多数の方への食事の提供は避けてください。</p> <p>ウ <u>食事提供の際に訓練参加者から費用を徴収しないでください。</u></p> <p>エ 各拠点の保土ヶ谷区地域防災活動奨励助成金から「ほどがやキャラバン」に支払いを行ってください。（依頼2参照）</p> <p>2 協定について</p> <p>(1) 内容</p> <p>横浜市地震防災戦略に基づき、災害時における避難者への炊き出し等を実施することにより、温かい食事を提供し、避難所の環境改善を目的とした協定です。</p> <p>(2) 締結日</p> <p>令和8年2月26日</p>		
提出物	提出様式	チラシの連絡先へ電話又はメール	
	提出先	区総務課	
	提出期限	-	
問合せ先	区総務課	TEL	334-6203

キッチンカーによる温かい食事提供で避難所環境を支援します ～保土ヶ谷区とほどがやキャラバンが災害時炊き出し協定を締結～

このたび、保土ヶ谷区とほどがやキャラバン（キッチンカー商店会）（区内のキッチンカーで構成された移動型商店会）は、令和8年2月26日付で災害時のキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定を締結します。

本協定は、横浜市地震防災戦略に基づき、災害時における避難者への炊き出し等を実施することにより、温かい食事を提供し、避難所の環境改善を目的とした協定です。

1 協定について

- (1) 協定の名称
「保土ヶ谷区における災害時のキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」
- (2) 協定の概要
災害時、保土ヶ谷区からの要請に基づき、ほどがやキャラバン（キッチンカー商店会）に登録している事業者により、炊き出し等の協力を行っていただくために必要な事項を定めた協定です。
- (3) 協力の内容
大規模災害時に地域防災拠点、または、指定緊急避難場所等の保土ヶ谷区が指定する場所で、炊き出し等の支援を受けます。
- (4) 協定締結者
ほどがやキャラバン（キッチンカー商店会）会長 山内 誠（やまうち まこと）

2 協定締結式について

- (1) 実施日時
令和8年2月26日（木） 10時00分～11時00分
- (2) 場所
保土ヶ谷区役所 2階 区長室
- (3) 取材申込

協定締結式当日の取材をご希望の方は、令和8年2月25日（水）17時までにご下記お問合せ先へご連絡ください。一般の方はご参加いただけませんので、ご了承ください。



《協力店舗用マグネットシート》

お問合せ先
保土ヶ谷区総務課長 近藤 友和 TEL 045-334-6202



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



保土ヶ谷区は2027年に区制100周年を迎えます

-



あなたの町も盛り上げます／ キッチンカー商店会 ほどがやキャラバン



@HODOGAYA_CARAVAN

保土ヶ谷区商店街連合に所属している
“キッチンカーで結成した商店会”です！
移動販売による買い物支援と
コミュニティの創出を目指して活動しています。
地域自治体や地域企業のイベントにも
キッチンカーを呼ぶことができます。

様々な種類の
キッチンカー
があります

フード
ドリンク
スイーツ

ご用命があればぜひお問い合わせください！

連絡先

hodogayacaravan@gmail.com
090-6501-8322（代表：山内）

お問い合わせ時に、以下の内容をご記載ください。

【件名】：保土ヶ谷区●●小/中学校地域防災拠点 拠点訓練について

【本文】①訓練日時、②訓練場所、③キッチンカーの希望台数、

④訓練内容、⑥その他（注意事項など）

※具体的な費用等については、別途ご相談となります。

ほどがやキャラバンマルシェ

様々なジャンルのキッチンカーに加え
物販やワークショップなど
小さな子どもから高齢者もみんな楽しめる
イベントの企画も可能です。
開催場所も、随時募集中！ 135



MARCHE.HODOGAYACARAVAN
マルシェ出店者募集





Red Barn Cafe
(スマッシュバーガー)



VTN KITCHEN BANDS
(ベトナム料理)



773crepe
(クレープ)



銀座六丁目、フライの家。
(フィッシュフライバーガー)



SUSUN CAR KITCHEN
(トルティーヤ・フリト)



Maple One
(スパムごはんサンド)



LA Tacos カリフォルニアキッチン
(ピリアタコス)



BK JACK
(ハンバーガー・おにぎり)



つどや (八百屋)



バニヤンツリーベーカリー (パン屋)



niki coffee (コーヒー屋)





ichipu
(クレープ)



わんらびつと
(ポップコーン他)



Hagi's Kitchen
(ガパオライス)



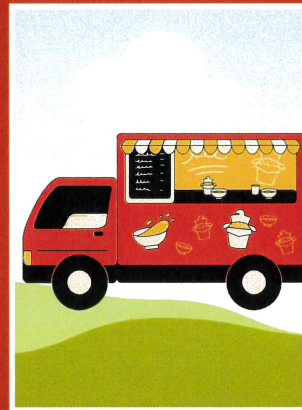
FOOD TRUCK High-Five
(ローストポーク丼)



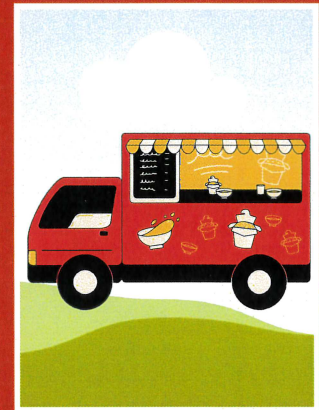
CoCoA
(パフェ・チュロス)



crepe sucre
(クレープ)



募集中!



募集中!



-

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	情報11
議題種別	情報提供
説明者	区生活衛生課
提出物	あり（該当する拠点/希望拠点）

議題名	ペット同行避難への対応等について
-----	------------------

趣旨	<p>ペットの一時飼育場所を新たに設定した拠点と場所の変更があった拠点に報告の依頼と各拠点へペット同行避難訓練実施の依頼を行います。</p> <p>動物愛護センターの事業として、昨年度から引き続き、希望する拠点へ一時飼育場所設営に係る資機材の先着順による配布（昨年度未配布拠点のみ）と同室避難場所の設定を希望する拠点（モデル事業）への個別相談・資機材の配布を行います。</p> <p>昨年度、全拠点へ依頼した災害時ペット対策に係るアンケート結果を共有します。</p> <p>令和8年6月21日（日）に区役所で実施する「保土ヶ谷区ペット対策勉強会」の案内をします。</p>
----	---

概要	<p>1 報告依頼 ペットの一時飼育場所の設定・変更について 対象：新たにペットの一時飼育場所を設定または場所を変更した拠点 提出先：拠点参与 令和9年3月1日（月）まで（別紙1）</p> <p>2 資機材配付の支援（希望制） （1）一時飼育場所設営に必要となる資機材配布の支援 対象：希望する拠点（すでに配布済みの拠点は対象外） ※先着順で資機材（上限10万）を配布します。 申込先：動物愛護センター8月3日（月）～9月4日（金）まで（別紙2-2） （2）同室避難場所設定への支援（希望する拠点のみ） 対象：飼い主とペットの避難場所として同室避難の設定を希望する拠点 ※モデル事業として支援（必要資機材（上限30万）の配布）します。 相談窓口：動物愛護センター（個別相談）</p> <p>3 訓練等に関する取り組みの依頼 全拠点において、以下の取り組みについてご検討ください。 （1）飼育ルールの設定 （2）ペット同行避難訓練の実施 （3）飼い主同士の協力体制の構築</p> <p>4 情報提供 （1）「災害時のペット対策ガイドライン」冊子の改訂について （2）令和7年度に実施した災害時ペット対策に係るアンケートの結果について</p> <p>5 保土ヶ谷区災害時ペット対策勉強会の実施のお知らせ 日時：令和8年6月21日（日）14時00分～16時00分（受付13時30分から） 場所：保土ヶ谷区役所 地下1階 地下会議室 申込先：保土ヶ谷区生活衛生課（各拠点1名程度：定員30名） 申込期限：令和8年6月15日（月）</p>
----	---

提出物	提出様式	別紙1：ペットの一時飼育場所等設定（変更）報告書 別紙2-2：一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書
	提出先	別紙1：拠点参与 別紙2-2：動物愛護センター
	提出期限	別紙1：3月1日 別紙2-2：8月3日～9月4日（先着順）

問合せ先	区生活衛生課	TEL	334-6363
------	--------	-----	----------

令和 8 年 5 月 28 日

各地域防災拠点運営委員の皆様

保土ヶ谷区総務課
保土ヶ谷区生活衛生課

地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

震災時において、避難が必要な状況にも関わらず避難を躊躇したり、避難所でペット同行避難を断られ避難ができず、危険な在宅に留まり被害を受けたケースなども報告されています。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者が過ごせなくなってしまったケースなど、混乱が生じた状況がありました。

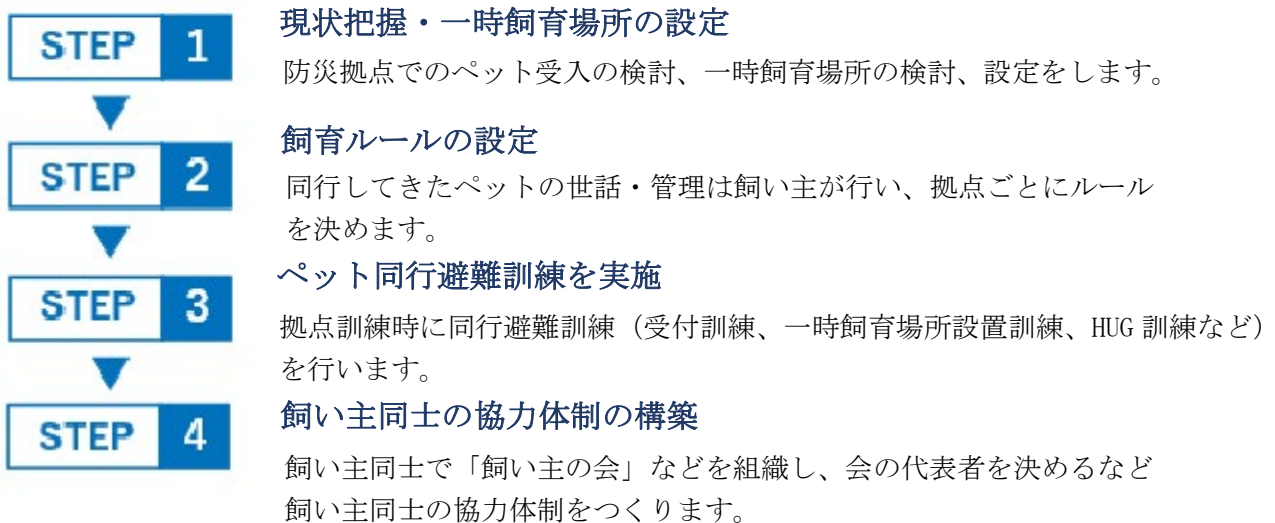
拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくことが必要です。

つきましては、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、動物を一時的に飼育管理する場所の設定をはじめとした対応について、御検討いただくようお願いします。

また、令和 7 年度から、横浜市動物愛護センターによる地域防災拠点への支援策として、一時飼育場所設営に係る資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しておりますのでご活用ください。

*ペット同行避難とは、被災時に地域防災拠点などの避難所へペットとともに避難することを言います。避難行動を示す言葉であり、避難所内で飼い主がペットを同室で飼育管理することではありません。

防災拠点における一時飼育場所への同行避難（イメージ）



*STEP 3 と 4 は順番が入れ替わっても構いません。

1 報告依頼：一時飼育場所の設定（変更）報告

一時飼育場所を設定していない拠点については、令和8年度中に一時飼育場所の設定についてご検討ください。設定にあたり、設定場所などご相談されたい場合は、区生活衛生課でお受けしておりますので、拠点参与を通じてご連絡ください。

一時飼育場所が設定されましたら、下記報告書にて、拠点参与にご報告いただきますようお願いいたします。なお、場所を変更した場合も同様にご報告をお願いします。

報告期限：令和9年3月1日(月)〔最終〕 ※設定されましたら、随時ご報告をお願いします。

報告様式：ペットの一時飼育場所等設定（変更）報告書（別紙1）

報告先：拠点参与

2 資機材配付等の支援（希望制）

(1) 一時飼育場所設営に必要となる資機材の配布申し込み受付

一時飼育場所の設定を促進するため、動物愛護センターが必要な資機材を各拠点の希望に応じて配付します。

申し込み先：動物愛護センター

受付期間：令和8年8月3日から令和8年9月4日まで

（先着順）（すでに配布済みの拠点は対象外）

詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について」

（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）をご確認ください。

(2) 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

能登半島地震の事例を受け、「横浜市地震防災戦略」において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ、順次設定していくことになりました。拠点においても、飼い主とペットの避難場所として、同室避難場所の設定を希望する場合は、動物愛護センターがモデル事業として支援（必要資機材（上限30万）の配布など）させていただきます。

※同室避難とは、拠点等の避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことと本市で定義しました。

詳細は、「同室避難場所モデル事業の実施について」（別紙3）をご確認ください。

相談受付：動物愛護センター

(1) 一時飼育場所設営に必要となる資機材配布の支援

- ・希望する拠点
- ・先着順



(2) 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

- ・希望する拠点
- ・個別相談



3 訓練等に関する取り組みの依頼

- (1) 飼育ルールの設定
同行してきたペットの世話、管理は飼い主が行うこととなります。事前に拠点でのルールについて作成し、周知しておくことが有効です。
- (2) ペット同行避難訓練の実施
実際の拠点訓練時にペット同行避難（一時飼育場所への避難）訓練を組み入れることも有効です。ペットを同行して避難する人がいることを地域の方にも御理解いただくとともに、飼い主には拠点でのルールや事前の準備を啓発する場にもなります。
また、**HUG訓練の実施（別紙4参照）**もご検討ください。
- (3) 飼い主同士の協力体制の構築（飼い主の会結成など）
拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、会の代表者を決めるなどにより、飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。
飼い主の会結成を検討されている場合、区生活衛生課または動物愛護センターにご相談ください。

4 情報提供

- (1) 震災時ペット対策ガイドラインの改訂について
令和7年3月の地震防災戦略の刷新にあわせて「災害時のペット対策ガイドライン」を震災向けに改訂し、「震災編」として新たにまとめました。
詳細は「**災害時のペット対策ガイドライン**」冊子の改訂について（別紙5）をご確認ください。
拠点運営委員会での検討や拠点訓練にも役立つ内容ですので、日頃の備えにぜひご活用ください。
- (2) 災害時ペット対策に係るアンケート結果について
令和7年度に実施したアンケート結果をとりまとめましたので、共有させていただきます。
詳細は**災害時ペット対策に係るアンケート（別紙6）**をご確認ください。

5 保土ヶ谷区災害時ペット防災交流会の申し込み受付

拠点でのペット防災の取り組みをご紹介します

日時：令和8年6月21日（日）13時30分～16時00分（受付13時00分から）

場所：保土ヶ谷区役所 地下1階 地下会議室

申込先：保土ヶ谷区生活衛生課（各拠点1名程度：定員30名）

TEL：045-334-6363 FAX：045-333-6309

Mail：ho-eisei@city.yokohama.lg.jp

申込期限：令和8年6月15日（月）

詳細は、**保土ヶ谷区災害時ペット防災交流会（別紙7）**をご確認ください。



6 添付資料

- (1) ペットの一時飼育場所設定（変更）報告書（別紙1）
- (2) 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要な資機材の配付について（別紙2-1、2-2、2-3、2-4）
- (3) 同室避難場所モデル事業について（別紙3）
- (4) 避難所運営ゲーム（HUG）横浜市ペット版を体験してみませんか？（別紙4）
- (5) 「災害時のペット対策ガイドライン」冊子の改訂について（別紙5）
- (6) 災害時ペット対策に係るアンケート結果（別紙6）
- (7) 保土ヶ谷区災害時ペット防災交流会（別紙7）

7 添付資料掲載場所

本文書に関する資料（別紙7を除く。）は、市ホームページに掲載していますので、以下の二次元コードからアクセスしてご参照いただけます。



8 その他の参考資料

その他に参考となる資料を以下の二次元コードからアクセスしてご参照いただけます。

- ① 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル ②災害時のペット対策ガイドライン震災編：冊子版



(PDF：6,497KB)

- ② 災害時のペット対策ガイドライン震災編：モバイル版 (PDF：3,241KB)



- ③災害時ペットの一時飼育場所設置事例集

- ④ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）



担当 保土ヶ谷区生活衛生課 出頭・野田
TEL 045-334-6363

報告様式

ペットの一時飼育場所等 設定 (変更) 報告書

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に 設定 (変更) しました。

ペットの一時飼育場所 設定(変更)場所の名称	(記載例) 飼育小屋及び飼育小屋横広場
---------------------------	---------------------

図面や写真等場所が分かる資料を下の枠内に添付してください (別添可)。

(図面や写真等添付)

備考

報告期限 令和9年3月1日

* 拠点参与の皆様は区生活衛生課へ提出をお願いします。

-

地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要な資機材の配付について

(令和8年度)

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市地震防災戦略」、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度から、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しています。

つきましては、令和8年度に資機材の配付を希望される場合は、以下をご確認のうえお申込みください。

1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

令和7年度に一時飼育場所設営用資機材の配付を受けていない拠点で、

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要な資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。
(詳細は「6」を参照してください。)

3 対象資機材

原則として、「指定資機材一覧」（別紙2-3、2-4）に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

(1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間(先着順)

令和8年8月3日から令和8年9月4日まで(郵送の場合、期間終了日の消印まで有効)

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、メール及びFAXは受信日で判断します。(時間は考慮しません)

ア 郵送(郵送料は各自負担)

以下の宛先に「一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書(令和8年度)」(以下「申込書」という。)を郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ メール

以下の宛先に申込書を添付してメールを送信してください。

ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

ウ FAX(通信料は各自負担)

以下の宛先に申込書を送信してください。

FAX番号: 045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和8年12月以降(予定)

物品の調達状況により、納品時期が遅れる場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

納品日が通知された後、拠点担当者から学校等に必ず納品日等を連絡してください。

5 申込上限額

1拠点あたり10万円(上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧(兼 計算表)」(別紙2-3)に掲載した額(=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額)とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際にご協力をお願いします。

8 留意事項等

(1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、本取組を開始した令和7年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

また、資機材納品日決定の連絡があった後、小中学校等に必ず連絡してください。

(4) 次年度（令和9年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

9 添付書類

- (1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）
- (2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（別紙2-3）
- (3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（別紙2-4）

10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

-

一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）

横浜市動物愛護センター 宛

(提出様式)

【郵送・FAX・電子メール】

(宛先は通知文でご確認ください)

拠点名

No.	資機材名	数量	単価	金額
1	ワンタッチタープテント① (3m×3m)		45,000	
2	ワンタッチタープテント① (3m) 専用グランドシート		5,000	
3	ワンタッチタープテント② (2.5m×2.5m)		40,000	
4	ワンタッチタープテント② (2.5m) 専用グランドシート		5,000	
5	ワンタッチタープテント③ (2m×2m)		35,000	
6	ワンタッチタープテント③ (2m) 専用グランドシート		5,000	
7	ワンタッチタープテント④ (特大: 3m×6m)		80,000	
8	消臭機能付ごみ箱① 45L		8,000	
9	消臭機能付ごみ箱② 14L		6,000	
10	ブルーシート① 3.6m×5.4m (約12畳)		8,000	
11	ブルーシート② 3.6m×3.6m (約8畳)		6,000	
12	ブルーシート③ 3.6m×2.7m (約6畳)		4,000	
13	ブルーシート④ 2.7m×1.8m (約3畳)		3,000	
14	マルチウェイト (注水式6ℓ)		1,000	
15	雨除けビニールシート① 3m×3m		3,000	
16	雨除けビニールシート② 2m×2m		3,000	
17	トラロープ 太さ 9mm~10mm×50m		3,000	
18	丸形ロープ止め① 12×450mm×20本		12,000	
19	丸形ロープ止め② 12×600mm×20本		15,000	
20	ロープテンショナー		2,000	
21	ランタン		7,000	
22	折りたたみソフトケージ (L)		8,000	
23	折りたたみソフトケージ (M)		6,000	
24	折りたたみソフトケージ (S)		5,000	
25	物置 (ベンチストッカー)		30,000	
※ No.2・4・6は単体では希望できません (1/3/5とセットで希望)			合計額	

(上限: 10万円)

配送場所 (施設名等)	拠点・拠点以外 ()		
配送場所 (住所)	横浜市 区		
受取代表者 氏名		受取代表者 連絡先(TEL)	
メールアドレス			
受取可能 (曜日)	月・火・水・木・金	※ 受取代表者への連絡は平日日中に行います。 ※ 納品時には立会いが必要となります。	
受取可能 (時間帯)	午前・午後	※ 土日祝日の配送指定はできません。 ※ 詳細な時間指定はできません。	

-

一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）

・参考品を掲載、他メーカー同等品になる場合があります。（附属品も変更になる場合があります）

【別紙2-3】（医療局動物愛護センター）

	名称	数量	基準額	算出額	参考商品（同等品の場合あり）	仕様（概要）（同等品の場合は誤差あり）	備考
1	【一時飼育場所用雨除け等】 ワンタッチタープテント① （大型：3m×3m）		45,000		FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×3.0m×1.76m/2.48m/2.56m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：16kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
2	ワンタッチタープテント①（3m）専用 グランドシート		5,000			広げた時のサイズ：（約）3.0m×3.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「1」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
3	ワンタッチタープテント② （中型：2.5m×2.5m）		40,000		FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）2.5m×2.5m×1.65m/2.37m/2.45m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：14.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
4	ワンタッチタープテント②（2.5m） 専用グランドシート		5,000			広げた時のサイズ：（約）2.5m×2.5m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「3」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
5	ワンタッチタープテント③ （小型：2m×2m）		35,000		FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：13.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
6	ワンタッチタープテント③（2m） 専用グランドシート		5,000			広げた時のサイズ：（約）2.0m×2.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「5」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
7	ワンタッチタープテント④ （特大：3m×6m）		80,000		FRT-600(WH) 山善 撥水 UV加工 サイドシート4枚付き （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×6.0m×2.9m/3.0m/3.1m 収納時：（約）126cm×35cm×27cm 本体：35kg 附属品：収納ケース(1)、おもり6個附属	・高さ3段階調節可、全面サイドシートあり ・強雨時の長時間使用は非推奨
8	【一時飼育場所用ごみ箱】 消臭機能付ごみ箱①		8,000		テラモト DS-240-445-0 おむつペール 45ℓ	・容量：42L ・（約）W30×D42.5×H68.6cm ・本体のみ（約）W28.8×D42.5×H52.5cm	・内蓋付 ・消臭剤カバー付 ・袋止め付 ポリ袋：45L（袋は各自で準備）
9	消臭機能付ごみ箱②		6,000		T-WORLD 防臭ペット用ワンタッチプッシュ式ペール	・容量：約14L ・本体：W30×D21×H47cm	ワンタッチプッシュ式、（袋サイズ）ポリ袋：20L、LLサイズ(45号)（袋は各自で準備）
10	【雨除け、仕切り、敷物等】 ブルーシート①		8,000			3.6m×5.4m（2間×3間 約12畳）	・重さ：約150g/m ² （2間×3間で約3.3kg、2間×2間で約2.2kg、 2間×1.5間で約1.7kg、1.5間×1間で約0.9kg）
11	ブルーシート②		6,000		ブルーシート（#3000） （メーカー指定なし）	3.6m×3.6m（2間×2間 約8畳）	
12	ブルーシート③		4,000			3.6m×2.7m（2間×1.5間 約6畳）	
13	ブルーシート④		3,000			2.7m×1.8m（1.5間×1間 約3畳）	
14	マルチウエイト（注水式）		1,000		-	注水式（6ℓ）（製品未定）	シート等が飛ばないようにする重し
15	【一時飼育場所用雨除け】 雨除けビニールシート①		3,000		-	約 3m×3m	契約業者取扱品になります。 （R7納品実績：ユタカメイク シート PE透明糸入りシート （UV剤入り） 2.7m×2.7m）
16	雨除けビニールシート②		3,000		-	約 2m×2m	
17	【人と動物の動線区分等】 トラロープ		3,000		標識トラロープ	#9（太さ8mm）×50m	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ※ スターターキット保管分では不足する場合等
18	丸形ロープ止め①		12,000		丸型ロープ止め ユニクロメッキ	12（穴の大きさ）×450mm（長さ）×20本	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具 （区画を作る場合等に使用）
19	丸形ロープ止め②		15,000			12（穴の大きさ）×600mm（長さ）×20本	
20	ロープテンショナー		2,000		-	8個入り（55ミリ×20ミリ（8ミリ穴）重量 約4g）	ロープ（張り綱）の長さを調節し、タープ等にテンションをかけられる緩みにくい三つ穴構造の自在金具
21	【一時飼育場所用照明】 ランタン		7,000		DURACELL3way電源ランタン （太陽光・USB充電・電池）	（約）直径14×高さ26cm	・リチウムイオン電池内蔵、単1アルカリ乾電池×4本 ・明るさ3段階、防水機能：IPX4
22	【拠点予備配置用】 折りたたみソフトケージ（L）		8,000		アイリスオーヤマ POSC-800A	（約）W80×D51×H66cm 折りたたみ時（約）W53×D6×H57cm	※平常時利用不可（訓練時は可） ペット用のケージは原則、飼い主持参です。 （避難所に予備を置きたい希望がある場合に申請）
23	折りたたみソフトケージ（M）		6,000		アイリスオーヤマ POSC-650A	（約）W67×D45×H56cm 折りたたみ時（約）W48×D6×H48cm	
24	折りたたみソフトケージ（S）		5,000		アイリスオーヤマ POSC-500A	（約）W53×D32×H42cm 折りたたみ時（約）W34×D6×H38cm	
25	【一時飼育場所資機材保管用】 物置（ベンチストッカー）		30,000		MS2-1500 山善 ガーデンマスター （色は選べません）	外寸（約）W155×D49×H52cm 重量27kg	・設置にあたっては、関係者と十分調整してください。 ・各自で組立が必要です。

※基準額には配送料、仕分料など必要経費を考慮して設定しています。

-

一時飼育場所設定用資機材

※ 写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

(別紙2-4)

1.3.5 ワンタッチタープテント①②③

センターロック式サイドフレーム強化版(スチール) サイドシート2枚付

+ オプション:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート1枚 (2.4.6専用グランドシート:別途希望可)

1: (3m×3m)



3: (2.5m×2.5m)



・一時飼育場所雨除け用

5: (2m×2m)



※ 高さは3段階で調整可能

(折りたたみ時:各サイズ共通)



(サイドシート展開時 ※ 4枚付で購入)



2.4.6 専用グランドシート ※ 折りたたみ時



(参考商品URL)

<https://fieldor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

7 ワンタッチタープテント④ (3m×6m)

・一時飼育場所雨除け用



サイドシート4枚付



・UV遮蔽率99.2%(UPF50+)・耐水圧:2000mm
・大雨時及び強雨時の長時間使用は非推奨

8.9 消臭機能付ごみ箱(ペール缶)

7 テラモト おむつペール ㊦



・容量:約42L

・一時飼育場所用ごみ箱

8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L



・容量:約14L

・一時飼育場所用ごみ箱

一時飼育場所設定用資機材

※写真はイメージです（必ずしも同一の製品とは限りません）

(別紙2-4)

10~13 ブルーシート



・雨除け、仕切り、テントサイドシート等

- ・サイズは4種類
- ・重さ(約)150g/㎡

14 マルチウェイト(注水式)

・シート等の重し

- ・6リットル



17 トラロープ



・人との動線区分用等

- ・サイズは1種類
- ・太さ:約7.5mm
- ・長さ:50m

15.16 雨除けビニールシート①②



・一時飼育場所雨除け用等

- ・半透明、メッシュ構造
- ・紫外線遮断
- ・自然光取り入れ

20 ロープテンショナー



・人との動線区分用等

- ・サイズは1種類
- ・ロープの太さ(推奨):6-9mm

18.19 丸形ロープ止め①②



・人との動線区分用等

- ・長さは2サイズ(45cmと60cm)
- ・ユニクロメッキ
- ・20本セット

21 ランタン



・一時飼育場所用照明

ソーラーパネルを搭載
内蔵バッテリーの充電に対応

バッテリー内蔵 4400mAh

最大2000lm
明るさ3段階
(最大200時間)

スマホなどUSB機器の充電に対応

単一電池4本に対応



USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

22~24 ペット用ソフトケージ

・一時飼育場所配備用(予備)



(折りたたみ時)

25 物置(ベンチストッカー)

・ペット用資機材保管専用



- ・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください。
- ・平常時は、ベンチとして活用することができます。

156 組立は30分~1時間程度(1人~2人で可)

令和8年3月

医療局動物愛護センター

同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）について

(令和8年度)

能登半島地震の事例を受け、新たな地震防災戦略において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ順次設定していくことになりました。拠点において、飼い主とペットの避難場所として同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

同室避難場所を設けることで、ペットと共に避難される方の選択肢が広がり、より安心・安全な受け入れ体制を整えることができます。

なお、検討にあたっては、人と動物の動線を区分すること、動物嫌いの方、アレルギーをお持ちの方への対策が十分に取れることを前提に、学校等拠点の管理者等とも十分に調整していくことが必要になります。また、地域内で合意形成が必須となります。

モデル事業の詳細は以下のとおりです。

1 対象

同室避難場所の設定を検討されている地域防災拠点（任意）

2 支援内容

- (1) 同室避難場所設定に向けたご相談
- (2) 同室避難場所設定済地域防災拠点担当者等へのご紹介
- (3) 設定希望場所における衛生面の確保と、人とペットの動線区分に関する助言
- (4) 設定決定後の同室避難場所用資機材の配付（30万円まで、1回のみ）
（資機材を動物愛護センターや区で保管することはできません。）

3 対象資機材

同室避難場所の設定が正式に決まった後、設置場所にあわせて相談のうえ決定します。（随時）
同室避難場所用の資機材かつ上限金額の範囲内であれば自由に選んでいただけます。

4 その他

地域防災拠点内だけでなく、拠点近隣の別の場所に設定を希望される場合もご相談を承ります。

5 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川区菅田町 75-4

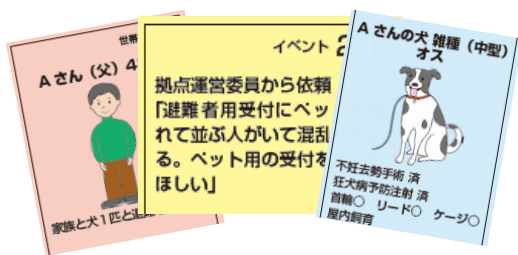
TEL : 045-471-2111、FAX : 045-471-2133、メール : ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

-

避難所運営ゲーム(HUG)横浜市ペット版を 体験してみませんか？

HUG 横浜市ペット版 の特徴

地域防災拠点へのペット同行避難があった際の対応についてシミュレーションできる図上訓練です。5人程度のグループを作り、参加者同士で話し合いながらペット同行避難について考えることができます。



各カードへの対応に正解はありません。ゲームのなかで生じた悩みや考えから、平常時に拠点や飼い主はどんな準備が必要なのか、今あるルールで十分なのか、発災時の対応をどうするか等を考えることが目的です。



拠点運営委員や飼い主を始め、様々な立場の方々（動物が苦手な人、ペット同行避難を知らない人等）にご参加いただくことで、今まで気づかなかった視点から拠点のルール作りを進めていくことができます。

- H 避難所 避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練です。
- U 運営 ゲームを通して具体的かつ実践的な避難所運営を疑似体験できます。
- G ゲーム カードに書かれた避難者等の情報から、発生したイベントへの対応をグループごとに話し合うなかで、参加者同士の交流や連帯感が生まれます。

各拠点においてゲームの実施を希望される際は、各区役所生活衛生課にご相談ください。

地域防災拠点の基本ルールの説明やゲームの進行役を務めるほか、ゲームのなかで生じた課題の解消に向けて、一緒に取り組んでまいります。

お問合せ先：保土ヶ谷区生活衛生課 045-334-6363

-

「災害時のペット対策ガイドライン」冊子の改訂について

令和 7 年 3 月の地震防災戦略の刷新にあわせて「災害時のペット対策ガイドライン」の改訂を行いました。

1 改訂概要

(1) 掲載内容の整理

震災時の対策に特化した内容に変更します。概略のみを掲載し、詳細は動物愛護センターホームページへのリンクで案内します。冊子タイトルも「災害時のペット対策ガイドライン 震災編」に改めました。

なお、従前の冊子に掲載していた風水害時の対策については、動物愛護センターホームページを参照いただく形式に変更しました。

(2) 新たな地震防災戦略に基づく内容の更新

ア 発災前からの備えの重要性を強調

- ・在宅避難の有効性と必要な日頃の備え
- ・非常用物品、ペットの一時預け先の事前確保

イ ペット同室避難に関する情報を掲載（コラム）

※ 従前の冊子に掲載している地域防災拠点におけるペット同行避難（一時飼育場所の設定・運営等）については内容の変更はありません。

(3) 利便性向上のための形式の見直し

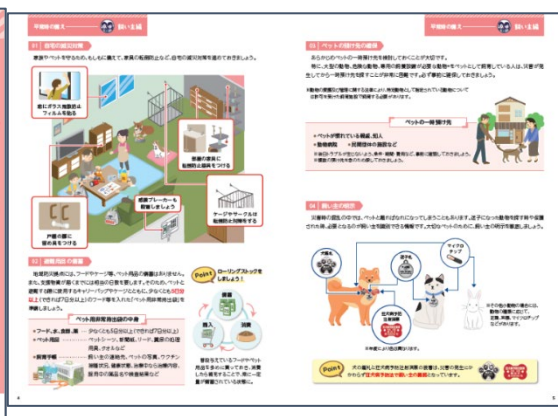
震災時に持ち運びやすく必要な情報をすぐに検索できるよう、以下の点を改訂しました。

ア ページ数の削減によるコンパクト化

従来の 24 ページから 16 ページに削減しました。

イ モバイル版の作成

冊子版に加え、スマートフォンやタブレットで閲覧しやすい PDF 形式のモバイル版を作成しました。モバイル版は動物愛護センターホームページで公開し、ダウンロードができるようにします。



【紙冊子版】



【モバイル版】



2 冊子の配布等について

- (1) 冊子データ（紙冊子版、モバイル版）の動物愛護センターホームページでの公開
公開開始日： 令和8年3月9日

【動物愛護センターホームページ：災害時のペット対策（震災）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/disaster.html>



- (2) 紙冊子の配布
各区生活衛生課窓口で紙冊子版を配布しています。
※配布部数に限りがあります。

【主な改訂ページ】

目次の構成を改訂し、本紙の内容がより明確にイメージできるようにしました



ペットの飼い主が行う、平常時の備えとして、在宅避難に備えた自宅の減災対策方法を新たに掲載しました。

災害時ペット対策に係るアンケート(実施期間:令和7年5月~7月)

(回答率: 134拠点/459拠点 29.2%)

I 一時飼育場所について

① 一時飼育場所の設定状況
(R7.10月設定率: 84.3%)

回答数	134	1.設定	115	85.8%
		2.未設定	19	14.2%

② 設定場所

ほとんどが屋外に設定

- ・校庭・グラウンド (33拠点)
- ・飼育小屋 (21拠点)
- ・校舎周辺 (校舎脇・裏など) (16拠点)
- ・その他、体育館周辺、ピロティ、中庭、プール周辺、駐車場等

※屋内 (と思われるものを含む) 件数 5件
校舎内、武道場、格技場通路など

③ 飼育ルールを定めているか

回答数	116	1.定めている	25	21.6%
		2.現在検討中	48	41.4%
		3.定めていない	43	37.1%

④ 一時飼育場所の設定にあたり
困っている (いた) こと

回答数	124	1.ない	13	10.5%
		2.ある	111	89.5%

↓「ある」の内訳 (複数選択あり)

ア.場所確保	43	34.7%
イ.資機材不足	65	52.4%
ウ.衛生面	75	60.5%
エ.住民理解	27	21.8%
オ.その他	48	38.7%

オ.その他

- (主な意見) ・ルール作り・周知・運営体制の不安 (10件)
・季節 (夏の暑さ、冬の寒さ) / 荒天時対応 (6件)
・アレルギー / 臭気 / 鳴き声などへの配慮 (4件)

- (特筆すべきもの) ・学校で飼育しているウサギへのストレス懸念
・自治会内に動物病院がないため紹介希望
・設定場所がマンション隣接で不安

II 同室避難について

① 同室避難場所は必要だと思うか

回答数	130	1.必要	86	66.2%
		2.不要	44	33.8%

1.必要な理由

- (主な意見) ・ペットは家族同然、精神的支え・安心 (31拠点)
・希望者、飼育世帯が多い (5拠点)
・飼い主と離れられない (分離恐怖症) (3拠点)
・同室の方がケア、管理がしやすい (2拠点)

- (特筆すべきもの) ・車中避難の準備・啓発を促す意見
・在宅避難を勧めたいとする意見

2.不要な理由

- ・スペース不足・場所確保が困難（7拠点）
- ・衛生面・アレルギーの問題（3拠点）
- ・人を優先すべき（2拠点）
- ・鳴き声・においの問題（1拠点）
- ・学校再開や運営上の困難（1拠点）

**② 必要である場合、
設置場所はどこが適切**

回答数	82	1.拠点	38	46.3%
		2.拠点以外	27	32.9%
		3.両方必要	17	20.7%

1.拠点

(主な意見)

- ・近くが安心（5拠点）
- ・管理、運営がしやすい（4拠点）
- ・救援物資の配布、連絡面で拠点が適切（3拠点）

2.拠点以外

(主な意見)

- ・非飼育者の理解、アレルギー配慮（7拠点）
- ・拠点にはスペースがない（3拠点）
- ・学校再開、混乱回避（3拠点）

3.両方必要

(主な意見)

- ・条件次第でどこでもよい（3拠点）
- ・拠点は短期間のみ、長期の場合は専門施設がよい（2拠点）
- ・拠点が良いが不足、複数の場所が必要（2拠点）

(特筆すべきもの)

- ・拠点近くの公園／商業施設駐車場／空き教室などの活用
- ・学校は早期再開が必要で、拠点内も必要だが難しい

**③ あなたの地域防災拠点に、同室避難
場所を設置できるスペースはあるか**

回答数	123	1.ある	29	23.6%
		2.ない	78	63.4%
		3.その他	16	13.0%

3.その他

(主な意見)

- ・教室の使用可否／学校の理解が必要（6拠点）
- ・個人持込テント／屋外（公園・駐車場等）での対応（3拠点）
- ・未検討、状況次第で設置を検討（4拠点）

【参考】地域防災拠点の状況

	4年度	5年度	6年度	R7.10月
一時飼育場所設定	176	219	377	387
(全459拠点中)	38.3%	47.7%	82.1%	84.3%
同行避難訓練実施	82	104	118	121
(全459拠点中)	17.9%	22.7%	25.7%	26.4%
飼育ルール策定	57	88	99	109
(全459拠点中)	12.4%	19.2%	21.6%	23.7%
飼い主の会結成	12	15	15	17
(全459拠点中)	2.6%	3.3%	3.3%	3.7%

保土ヶ谷区災害時ペット対策勉強会

～拠点に避難してきたペットや飼い主にどのように対応しますか？～

拠点でのペット対策の**実例**をご紹介します！



【日時】 令和8年6月21日(日) 14時00分～16時00分

(受付：13時30分から)

【会場】 保土ヶ谷区役所 地下1階 地下会議室

【対象】 地域防災拠点関係者、ペット防災に興味のある方 (※ペット同伴不可)

講師

拠点での取り組みについて

- ① 横浜市動物適正飼育推進員 (峯小学校ペット班) 橋本様
- ② 川島小学校地域防災拠点 ペット飼い主の会代表 川田様

※区役所生活衛生課からの説明も行います。

【参加費】 無料

【申込方法】

電話・FAX・メールにて **6月15日(月)** までに生活衛生課へ
住所・氏名・電話番号、拠点名をお知らせください。

【申込先】

保土ヶ谷区生活衛生課

TEL：045-334-6363

FAX：045-333-6309

Mail：ho-eisei@city.yokohama.lg.jp



定員30名となりますので、各拠点1名程度のご参加をお願いします。



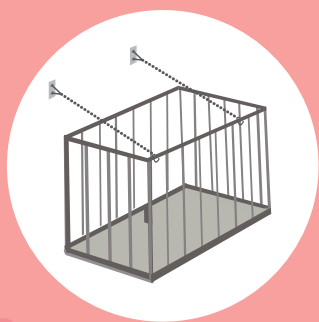
災害時の ペット対策 ガイドライン

震災編

いざという時に備える、みんなの防災

このガイドラインでは、震災時におけるペットの飼い主と
地域防災拠点の基本的な対応をまとめています。

いざという時に人もペットも守れるよう、
日頃から災害に備えておきましょう。



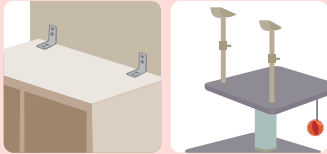
横浜市

目次1 平常時の備え

飼い主編

P4へ

① 自宅の減災対策



P4へ

② 避難用品の備蓄



P4へ

③ ペットの預け先の確保



P5へ

④ 飼い主の明示



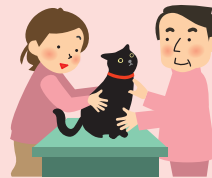
P5へ

⑤ しつけ



P6へ

⑥ 健康管理



P6へ

⑦ 避難場所・ 避難経路の確認



P7へ

地域防災拠点編

P8へ

① 一時飼育 場所の設定

P8へ



② 飼育 ルール の設定

P9へ



飼い主と地域の連携編

P10へ

① ペット 同行避難 訓練

P10へ



② 飼い主同士の 協力体制 (飼い主の会結成)

P10へ



目次2 発災時の対応



地震発生！



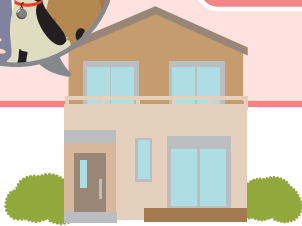
安全確認と避難準備

P11へ

自宅に倒壊や火災の危険があるか？

なし

あり



ペットと一緒に自宅で避難
(在宅避難) P11へ

人とペットが
別の場所に
避難

PET HOTEL

ペットの
一時預け先等
P11へ

人とペットが
同じ場所に避難

ペット・補助犬とともに避難所へ



親戚・知人宅等

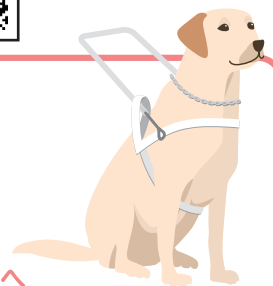
地域防災拠点※

※地域防災拠点とは？



一時
飼育場所の
開設・運営 P12へ

身体障害者
補助犬の
取扱い P13へ



目次3 横浜市の動物救援体制

①横浜市災害時
動物救援本部

P14へ

②動物救援センター

P14へ

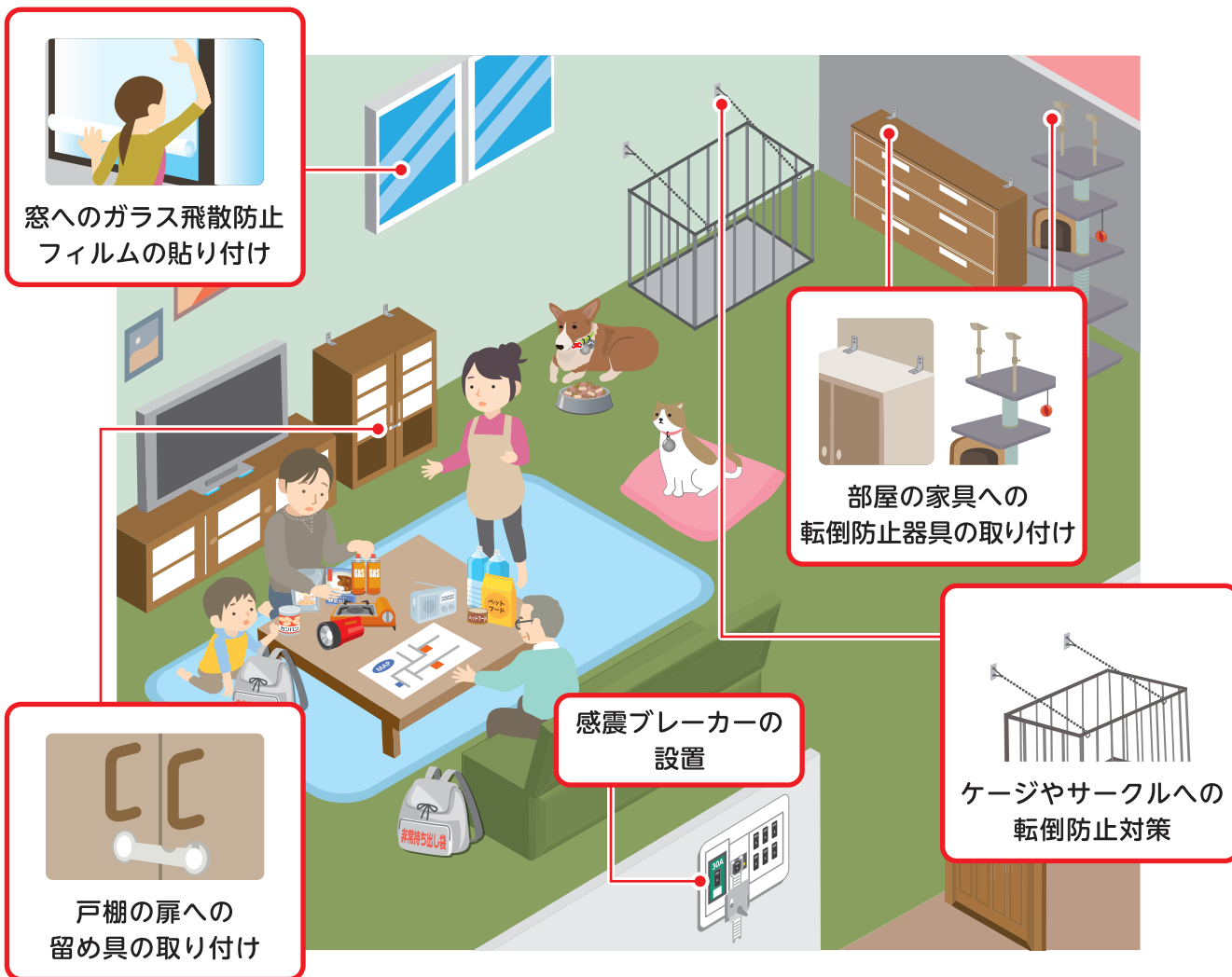
③動物救援病院

P15へ



01 | 自宅の減災対策

家族やペットを守るため、もしもに備えて、家具の転倒防止など、自宅の減災対策を進めておきましょう。



02 | 避難用品の備蓄

地域防災拠点には、フードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。また、支援物資が届くまでには相当の日数を要します。

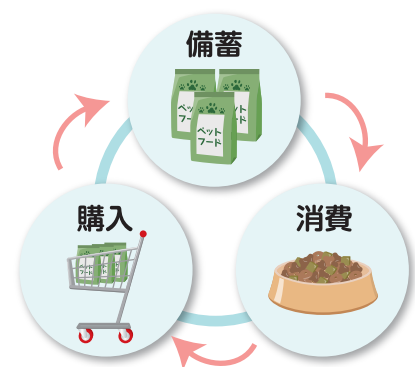
そのため、ペットと避難する際に使用するキャリーバッグやケージとともに、少なくとも**5日分以上**（できれば7日分以上）のフード等を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

ペット用非常持出袋の中身

- フード、水、食器、薬 … 少なくとも5日分以上（できれば7日分以上）
- ペット用品 …… ペットシート、新聞紙、リード、糞尿の処理用具、タオルなど
- ペット手帳 …… 飼い主の連絡先、ペットの写真、ワクチン接種状況、健康状態、治療中なら治療内容、服用中の薬や検査結果など



Point ローリングストックをしましょう！



普段与えているフードやペット用品を多めに買って置き、消費したら補充することで、常に一定量が備蓄されている状態に。



03 | ペットの預け先の確保

あらかじめペットの一時預け先を検討しておくことが大切です。

特に、大型の動物、危険な動物、専用の飼養設備が必要な動物*をペットとして飼育している人は、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。

※動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物については許可を受けた飼養施設で飼育する必要があります。

ペットの一時預け先

- ペットが慣れている親戚、知人
- 動物病院 ● 民間団体の施設など

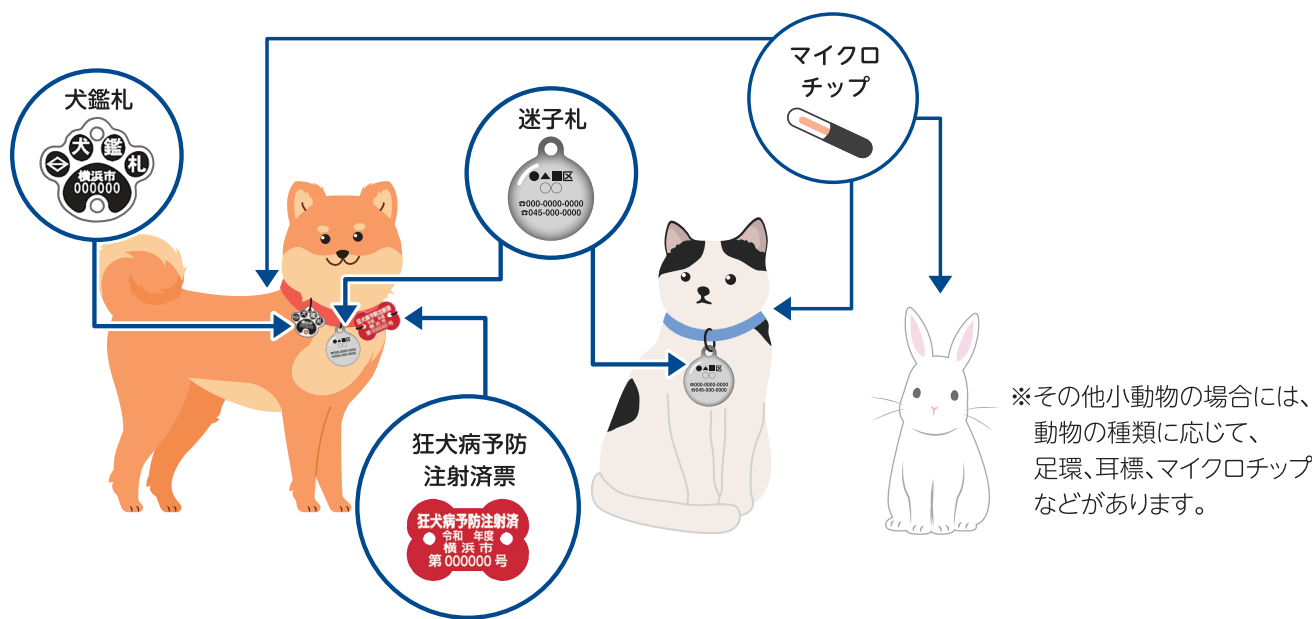
※後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。

※複数の預け先を念のため探しておきましょう。



04 | 飼い主の明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を捜す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。



※年度により色は異なります。



犬の鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は、災害の発生にかかわらず**狂犬病予防法で飼い主の義務**となっています。





05 | しつけ

地域防災拠点でのトラブルを防ぎ、他の避難者に迷惑をかけないためにも、日頃から基本的なしつけをしておきましょう。しつけにより避難時の移動がスムーズになるだけでなく、滞在時のペット自身のストレスを軽減することにもつながります。



いざという時に役立つ！ しつけ五箇条

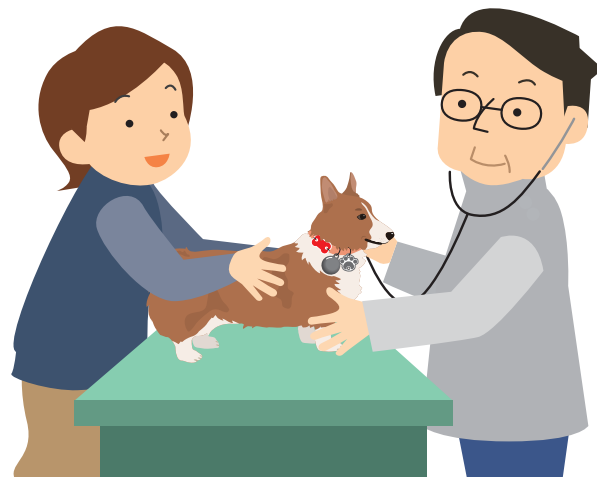
- キャリーバッグやケージに慣れさせておきましょう。
- 他の人や動物との接し方を学ばせておきましょう。
- 無駄吠えや飛びつきなどの行動を抑える練習をしましょう。
- 様々な音や物に慣らしておきましょう。
- ペットの身体のどこでも触れるようにしておきましょう。



06 | 健康管理

- 狂犬病予防接種や混合ワクチン接種を定期的に行いましょう。
- ノミ・ダニの駆除も忘れずに。

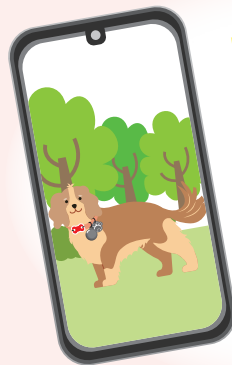
ふだんから定期的な健康チェックを！





ペット手帳やスマートフォンなどに以下の情報を記録しておきましょう

- ペットの写真
- ワクチン接種状況
- 健康状態・治療中の内容
- 服薬中の薬・検査結果
- 飼い主の連絡先



ペットと飼い主の安心手帳

07 | 避難場所・避難経路の確認

発災時にペットと同行避難するために、事前に地域防災拠点のペットの受け入れ体制を確認しておきましょう。また、避難経路も、ペットを連れて移動できるルートを複数把握しておきましょう。



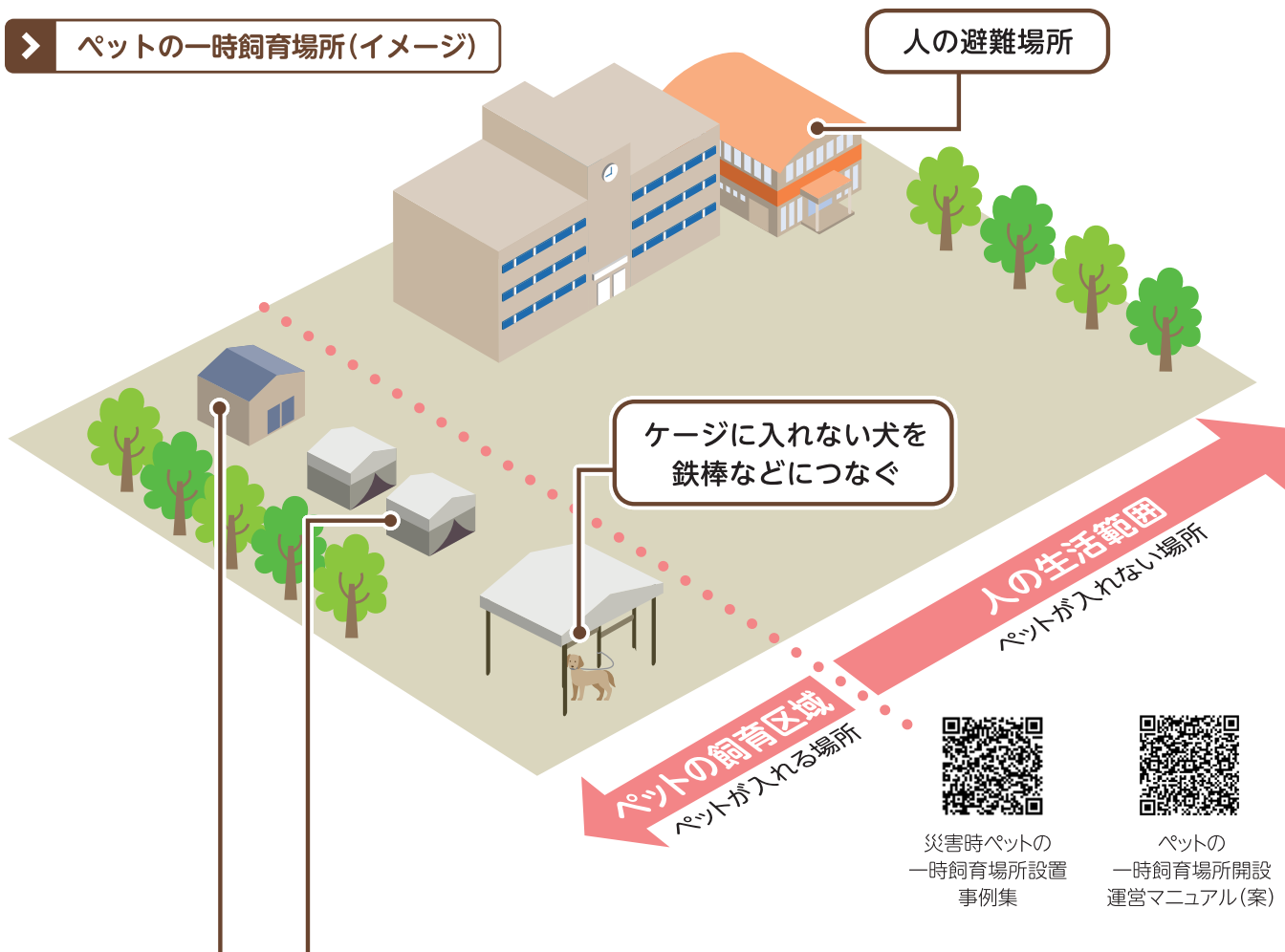


地域防災拠点は、多くの避難者が共同で生活を送る場所です。

各拠点の拠点運営委員会は、あらかじめペットと同行避難してくる人を想定し、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぐことができます。

01 | 一時飼育場所の設定

避難者とペットの住み分けや動線の分離を考慮した上で、あらかじめ学校敷地内(可能であれば雨や風をしのごとができる場所)等にペットの一時飼育場所を設定しておきましょう。



一時飼育場所 (イメージ)

ペットはケージで飼育します

ボードなどで仕切りや目隠しをします





02 | 飼育ルールの設定

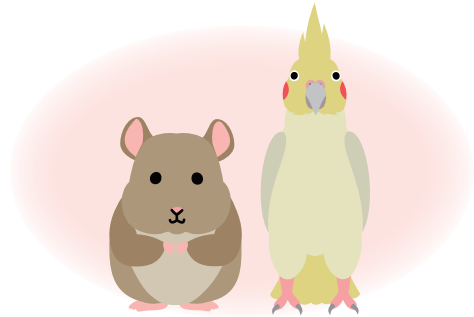
ペットの飼育管理は飼い主が行いますが、他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、各地域防災拠点の状況に応じたペットの飼育ルールの設定が必要です。あらかじめ基本的なルールを決めておきましょう。

■ 受け入れ対象動物について

原則として、犬・猫・小動物（小鳥・ウサギ・ハムスターなど）など飼い主が安全かつ責任を持って管理することができ、拠点運営委員会が認める動物です。

それ以外の動物（大型の動物、危険な動物、専用の飼養設備が必要な動物など）は拠点での受け入れは困難です。

（※P5 ペットの一時預け先の確保 参照）



Column
コラム

ペット同室避難場所の整備

特別な事情があり、ペットと一緒に過ごすことが必要な人が、安心して避難することができるように、動物愛護センター等での同室避難場所の設置について整備を進めています。

▶ 同室避難場所（屋内等）



※個別テント等で仕切ります。



同室避難とは

屋内や屋外に専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットがともに過ごすことと本市で定義しました。



01 | ペット同行避難訓練の開催

地域防災拠点での訓練に、ペット同行避難を想定した訓練(受入訓練など)も取り入れてみましょう。

同行避難訓練でのチェックポイント

- ペット一時飼育場所用開設キット(スターターキット)の確認
- 同行避難者の受付の流れを確認
- 一時飼育場所は他の避難者への配慮ができていないかを確認
- 一時飼育場所の飼育環境の確認
- 一時飼育場所でのペットの反応や行動の確認

Point

ペット一時飼育場所用開設キット(スターターキット)とは?



シートやロープなどの資器材に加え、ペット同行避難の受付に必要な初動対応カードや掲示物、記入様式などを収納したキットです。

02 | 飼い主同士の協力体制(飼い主の会(仮称)結成)

防災訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会(仮称)」を組織し、会の代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を築くことが大切です。

また、会のメンバーは、拠点運営委員会、地域住民など、さまざまな人の意見を取り入れながらルール作りを進めましょう。



飼い主の会(仮称)について

目的

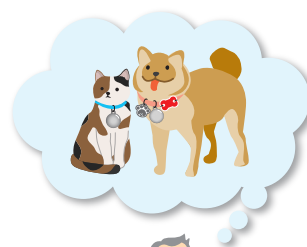
一時飼育場所にいるペットの飼育・衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。飼い主同士の協力体制を築くため「飼い主の会(仮称)」を組織します。

代表者の選出

「飼い主の会(仮称)」の中から、拠点運営委員会との連絡窓口となる代表者を決めます。

Point

- 代表者は、拠点のペット飼育ルールを守って飼育・衛生管理をするよう、会のメンバーに周知します。
- 代表者は、実際に災害が発生した時には、メンバーの意見を集約し、必要な物資の調達依頼などについて、拠点運営委員会との調整を行います。



※動物愛護センターのホームページに「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)」を掲載しています。これも参考に、拠点運営委員会と相談しながら、地域の実情に合ったマニュアルを事前に作成しておきましょう。

ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)





安全確認と避難準備

家族やペットの安全、自宅や地域の被災状況を確認し、避難先や避難方法を判断します。

01 在宅避難（ペットと一緒に自宅で避難）

自宅に倒壊や火災の危険がなく、安全であれば、避難所よりも在宅避難の方が普段の生活に近い環境で過ごせます。

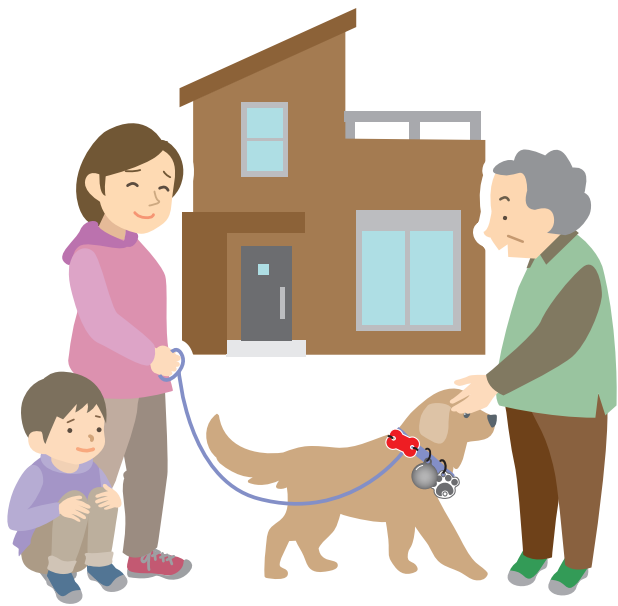
在宅避難中も地域防災拠点での受付をすることで、必要な情報や支援物資を受け取れます。

地域防災拠点で必要な情報や支援物資を受け取りつつ、自宅で避難生活を送りましょう。

Point

在宅避難のメリット

- ペットのストレス軽減
- プライバシーが確保できる
- 感染症のリスク軽減



02 ペットを預けて避難（ペットの一時預け先）

あらかじめ確保しておいた一時預け先にペットを預け、飼い主は地域防災拠点で避難生活を送ります。

また、ペットを一時預け先に預けず、車の中で飼育する場合、特に夏場は熱中症予防が必要です。

車内の適切な温度管理や飲み水等の用意をして、こまめにペットの様子を見てください。

03 同行避難

在宅避難が困難で、一時預け先も見つからない場合、地域防災拠点へペット同行避難します。

※ペット同行避難とは、「飼い主がペットを連れて一緒に避難する行動」を示した言葉です。

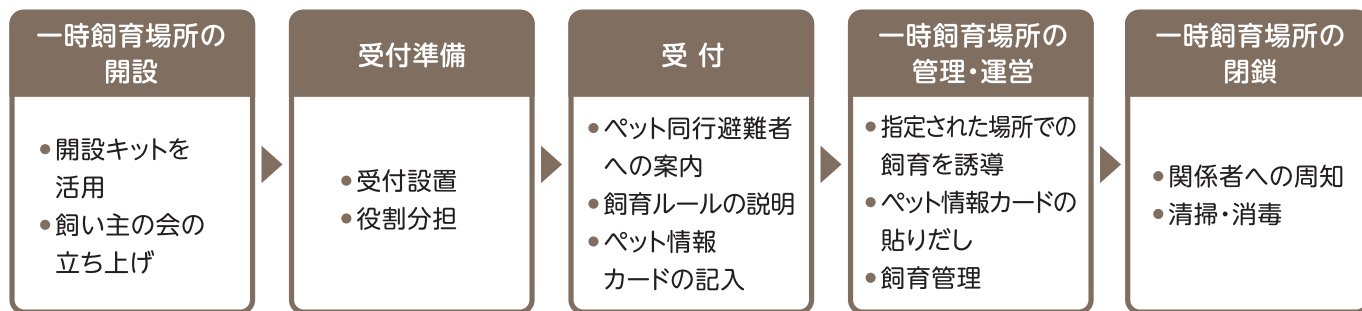




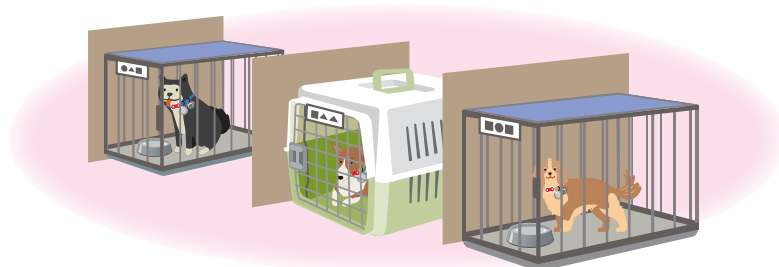
一時飼育場所の開設・運営

一時飼育場所の開設・運営は、同行避難をしてきた飼い主(飼い主の会)が中心となって行います。

飼い主同士で協力しながら、あらかじめ設定されていた場所にペット一時飼育場所用開設キット(スターターキット)を使用して、一時飼育場所を開設します。同行避難者のペット受付や誘導、飼育ルールの確認などこれからの避難生活に向けて準備を進めます。



ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)や登録票などの様式はこちらからダウンロードできます



01 ペットの同行避難者(飼い主)同士の連携

ペットの一時飼育場所などにおいて、次のような事案が発生した場合は、飼い主の会を中心として飼い主同士が協力して解決してください。



事案の一例

- ▶ ペットの一時飼育場所において、適切な飼育・衛生管理がされていない場合(給餌・清掃・排泄物の処理など)
- ▶ 他の避難者からの指摘(臭い・鳴き声・抜け毛など)があった場合
- ▶ その他、拠点運営をするうえでペット同行避難に関連した事案など

02 飼い主以外の避難者への周知

飼い主以外の避難者に、地域防災拠点でペットが飼育されていることを周知します。また、ペットに起因する事故(咬みつぎ)などのトラブル防止のために、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、注意を呼び掛けてください。

※避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」があることを伝えてください。



03 区災害対策本部への連絡

飼い主の会の代表者(代表者がいない場合は飼い主)は、地域防災拠点でペット関連の物資が不足している場合、拠点運営委員会と調整してください。

拠点運営委員会は、調整結果を踏まえて区災害対策本部に必要な支援物資の要請をしてください。



ペットに関連する支援物資

飼い主は避難が必要になった場合に備え、ペット用の避難用品を必ず準備してください。
被災状況によっては供給までに長期間を要する可能性があります。

➤ 支援物資の例

ペットフード、ペットシートなど



➤ 地域防災拠点以外に避難している人(在宅避難・車の中での飼育など)への対応

支援物資の配給を希望する人については、拠点へ避難して来た方と同様に配給対象として計上します。
また、支援物資の情報などが、拠点を訪れた人に伝わるよう、必要に応じて掲示などで周知をしてください。

拠点運営委員会は地域防災拠点に次のようなペットがいる場合は、区災害対策本部に連絡してください。

- 飼い主のわからないペットがいる場合
- 飼い主が被災したことによって、飼育困難なペットがいる場合

身体障害者補助犬の取扱い

身体障害者補助犬法で定める「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」(以下「補助犬」という。)はペットではありません。
被災者が補助犬を伴って避難してきた場合は、拒むことなく円滑に受け入れてください。



注意点

- 補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。
- 避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と使用者が過ごせる場所の確保などを、事前に検討してください。





01 横浜市災害時動物救援本部

大規模災害の発生時には、必要に応じて、公益社団法人横浜市獣医師会(以下「市獣医師会」という。)や動物愛護団体等で構成される横浜市災害時動物救援本部が設置されます。

横浜市災害時動物救援本部は、負傷した動物の応急処置や保護等を行うための動物救援センターの設置、救援物資やボランティアの調整等、動物救援活動の中心的役割を果たします。

横浜市災害時動物救援本部の構成メンバー

- 公益社団法人 横浜市獣医師会
- 公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部
- 神奈川県愛玩動物協会
- 特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人 日本補助犬協会
- 公益財団法人 神奈川県動物愛護協会
- 一般社団法人 全国ペット協会
- その他趣旨・目的に賛同する団体等

※横浜市災害時動物救援本部の構成メンバーは、平常時には横浜市災害時動物救援連絡会として、発災時の対応について協議を行っています。

横浜市災害時
動物救援連絡会
ホームページ



02 動物救援センター

設置目的

大規模災害発生時には、飼い主とはぐれて放浪しているペットや、様々な理由により飼い主と地域防災拠点への同行避難が困難なペットが急増し、これらのペットを保護、飼育する場所が必要となります。このような場合に横浜市災害時動物救援本部の判断により設置され、ボランティア等の協力により被災した動物の救援活動を行います。

主な活動内容

- 飼い主とはぐれて放浪しているペットの保護収容
- 被災のため飼育が困難になったペットの収容
- ペットに係る相談の受付
- 保護したペットの飼い主への返還
- その他横浜市災害時動物救援本部が必要と認めた業務



動物救援センター候補地

横浜市は大規模災害時に、以下の候補地を動物救援センターとして利用するための覚書を所有者の方と取り交わしています。

- 横浜市動物愛護センター(神奈川区)
- 公益財団法人 日本盲導犬協会 神奈川訓練センター(港北区)
- 公益財団法人 日本補助犬協会(旭区)
- 平和会ペットメモリアルパーク(青葉区)



03 動物救援病院

横浜市は、大規模災害発生時において、負傷した飼い主不明のペットの保護や治療について必要と認められた場合は、市獣医師会に動物救援病院[※]の運用開始を要請します。

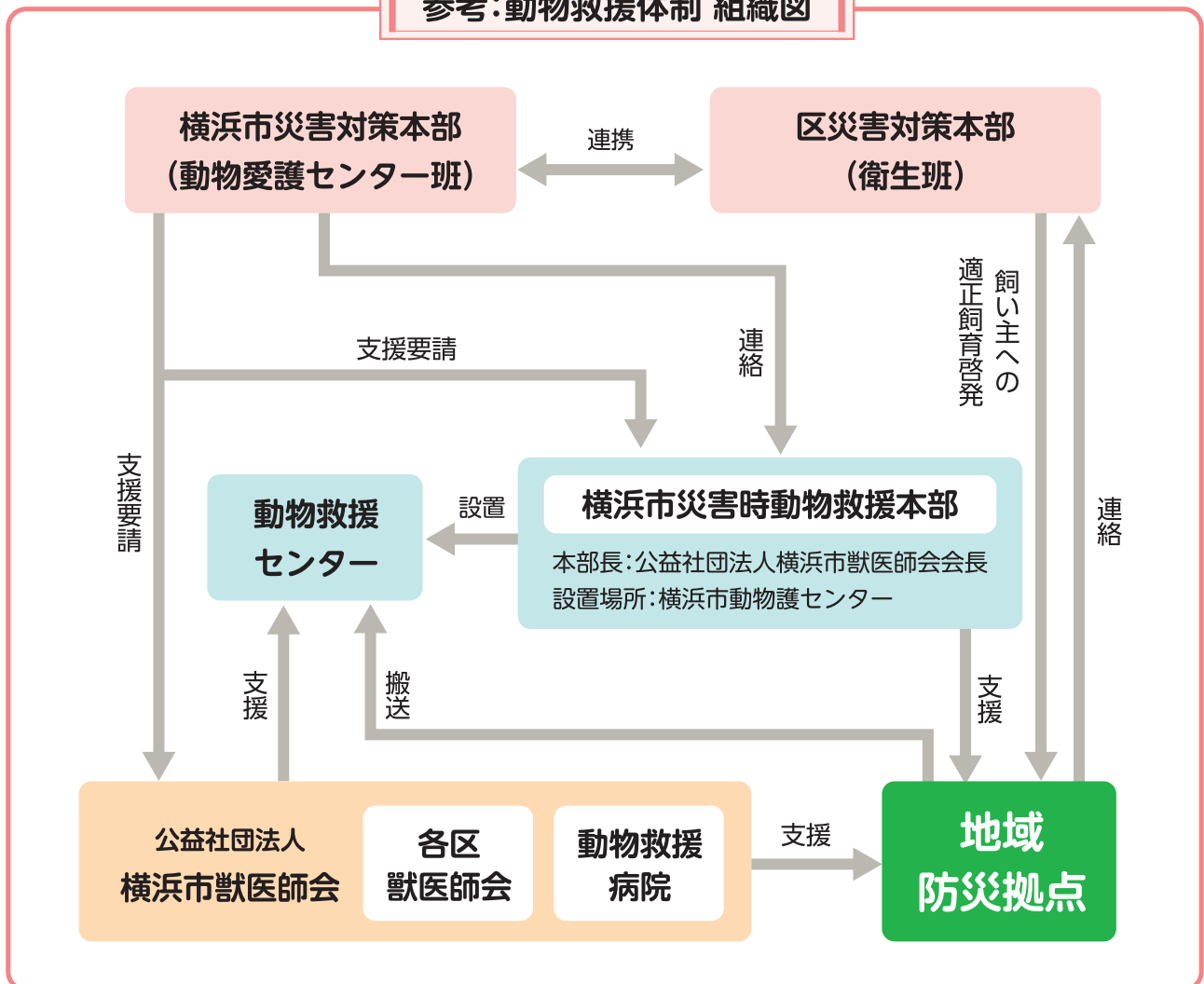
要請を受けた市獣医師会は、会員の動物病院を動物救援病院として、被災動物の一時保護と治療などの支援を行います。

※動物救援病院

横浜市は市獣医師会と動物救援病院での動物救援活動に関して「災害時の動物救援活動に関する協定」を締結しています。



参考:動物救援体制 組織図



横浜市 動物愛護センター

平成23年5月発行 令和8年2月改訂
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話:045-471-2111 FAX:045-471-2133

Q ▼ 横浜市災害時のペット対策 検索



※本冊子は、震災時の対応をまとめたものです。

台風など風水害時のペット対策については、動物愛護センターのホームページをご確認ください。

動物愛護センターホームページ「災害時のペット対策(風水害)」▶

